

令和5年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

17 番 向 後 悦 世

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革推進課長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志

企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	多 田 英 子	高齢者福祉課長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農水産課長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農業委員会事務局長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 戸 村 ひとみ

○議長（木内欽市） 通告順により、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） おはようございます。戸村ひとみの一般質問を始めます。

今年も旭市に実りの秋がやってきました。秋は同時に台風、長雨の季節でもあります。先週の台風13号到来の前に急いで稲刈りを済ませた農家さんたちの話を聞いて、ほんと安堵の胸をなでおろしましたが、県内では大変な被害を被った地域もあります。早い復旧・復興を祈念しております。

私は、旭市に来て季節ごとの水田の美しさを知りました。春には青く波打つ水田が、秋には見渡す限りの黄金色に、たわわにこうべを垂れた稲穂を見ると、お米の国の人に生まれて本当によかったと心から思うのです。ということで、この実りの季節、また農業振興に関する一般質問をいたします。

農業は国の独立の根幹をなすものです。ロシアによるウクライナ侵攻の影響を目の当たりにして、農業は国家安全保障上、極めて重要だということが再認識されたのではないのでしょうか。言うまでもなく人間は食料なしでは生きていけませんが、その食料を自国で生産せずに

外国からの輸入にばかり頼ると外交問題が発生したときに、食料を我が国との交渉を有利に進めるための交渉カードにされてしまいます。自動車などの工業製品なら輸入を止められても国民は何とか生きていけますが、食料を止められたら、国民は飢えて死んでしまいます。したがって、我が国が国家として独立を確保するためには最低限、国民が食べていけるだけの食料は自国の生産で賄わなければなりませんし、外国からの輸入はあくまで補助的なものであるべきです。

ところが、我が国の食料自給率というのはカロリーベースで 38%、米や麦などの穀物自給率に至っては 28%にすぎません。この穀物自給率には家畜用の飼料も含まれていますので、食用穀物の自給率はもっと低いんです。

諸外国の食料自給率はアメリカ 127%、フランス 189%、ロシア 132%、ドイツ 113%、中国 100%、イギリス 86%と、ご承知のとおりです。我が国は 173 か国中 124 番目、OECD加盟 35 か国中 30 番目という異常な低さです。ちなみに隣、韓国、北朝鮮が 84%なのに対して韓国は 25%で我が国よりも低いんです。このように我が国の食料自給率が異常に低いのは、我が国の農業に市場競争率がないからではなく、政府による農家への保護が諸外国に比べて過小だからです。

例えば農業所得に占める政府の直接支払い割合、財政負担のことですが、我が国が 15.6%にすぎないのに対してアメリカは 26.4%、小麦に至っては 62.4%、米は 58.2%にも上ります。さらに、フランスは 90.2%、イギリスは 95.2%、スイスは 94.5%にも及びます。フランスやイギリスでは農家はほとんど公務員です。それくらい国策として農家や農業をしっかりと保護しているからこそ、食料自給が保たれているのです。

これと対照的なのが我が国です。TPPを推進して農業を含む自由貿易、関税撤廃を一層強化し、国内では新自由主義的農業改革によって農協を解体し、種子法を廃止するなどして我が国の食料自給率を一層押し下げ、独立の基盤である農業を外国や外国企業の支配に委ねる政策を進めています。地方は、こうした国の政策に対抗して、農業生産と消費の現場から我が国の農業を守っていかななくてはなりません。農業を守ること、それこそがこのまちの子どもたちを守り、この国の未来につなげていくことができる唯一の道だと私は信じております。

そこで、旭市は国内でも屈指の農業産出額を誇るまちですから、農業先進自治体としての役割を果たしていくべき、そういう観点から質問します。

1、旭市の子ども教育についてです。

(1) 子どもたちが食や農業を学習する食農教育について、本市における取り組み状況を伺

います。

まず、旭市の子どもと旭市の農業の関わりについて伺います。市長は、昨日の宮内議員の質問にもありましたが、優れた農家さんだと聞いております。市長が旭市で体験された、また、ご先祖様から脈々と引き継いで来られた、旭市の農業の中での子どもたちと農業との関わりをどのように経験し、どのように感じていらっしゃるかを伺いたいと思います。

(2) です。学校給食での食農教育について、学校給食完全無償化と連動させる方策を伺います。

学校給食の恒久無償化への検討状況を伺います。先の議会の一般質問では、恒久的な完全無償化、検討されるということでしたので、その状況、実際の手順、どのように考えていらっしゃるか、お願いいたします。もし、もうやって進んでいましたら、その内容を教えてください。

あと、私、市長に提案いたしましたイオンタウンに子育て支援財団をつくっていただくのはいかがでしょうかということで、市長から言ってくださいと言ったんですが、その後どうになりましたか、聞かせてください。

2、農業の振興についてです。

今朝の農業新聞、こちらです。一面トップに食料安保確立を適正価格形成の仕組み作りへ、基本法見直しで農水省の食料・農業・農村政策審議会が答申、こちらが 11 日、食料・農業・農村基本法見直しに関する最終取りまとめを決定し農水相に答申したということが出ております。ここの中に、ロシアのウクライナ侵攻などを背景にした食料をめぐるリスクの高まりを受け、国民一人ひとりの食料安全保障の確立、これを提起したということです。遅いと言わざるを得ません。

ただ、私、読売新聞も経済新聞も取っているんですが、一面でこういうふうになにか食料安保のことを取り上げているのは農業新聞のみです。やはり私が旭市に来てからのバイブルとさせていただいている農業新聞だなと思います。ただ本当に、国のほう遅いです。もうこんな危機的な状況に来てやっと答申を待って、これから仕組みづくりをするということですが、本当に遅い。

そこで、(1) です。本市の基幹産業である農業の振興について、これまでの取り組みと今後の方向性を伺います。

これまでの旭市の農業政策の取り組みはどのようなことをされてきましたでしょうか。国・県の取り組みの手薄なところ、先ほど申しましたように本当に遅い、その手薄なところを地

域性を生かした旭市独自の取り組み、これをやられてきたと思います。お聞かせください。

(2) です。農業産出額が減少した要因と農業産出額増加に向けた今後の取り組みを伺います。

この農業産出額が減少した要因というのは、令和3年の農業産出額の順位が出ました。先の議会でも、私は非常に驚いたことを話したんですが、今までの令和2年までの6位から11位まで下がったということで、農業産出額の統計はいつから始まりましたか。過去10年の旭市の推移を教えてください。

(3) です。消費税のインボイス制度が農業者に与える影響や開始前に取るべき対応を伺います。

9月4日にこの制度の中止や延期を求めて、フリーランスや小規模事業者などでつくる団体が財務省などに対し36万人分の署名を提出しました。現在、この会期中の旭市議会定例会にもインボイス制度の中止を求める請願が出されています。

その後でこのニュースを聞いたんですが、9月5日の新聞、このことを受けて、首相が事業者支援を検討するように指示したという報道がございました。これももう10月1日からインボイス制度が始まりますが、今、首相が事業者支援を検討するようにと指示したということです。これも相当遅いなと私は思います。

旭市の市民の方々から、個人農業事業者に影響があると聞いております。旭市の農業への影響を私も懸念しておりますので、こちらへ与える影響のほうをお聞かせください。どのようにお考えになっていますか。

(4) です。持続可能な農業を実現するため、旭市の子どもをはじめとした多様な担い手の確保、育成に向けた支援策を伺います。

将来の農業の担い手となる旭市の子どもをはじめとした多様な担い手の確保、育成に向けた支援策、旭市で考えられていること、実行されていること、お聞かせください。お願いいたします。

以上、1回目です。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課から、まず最初に1項目め、旭市の子どもの教育についての部分の旭市の子どもと農業の関わりはという部分、それから大きい2項目め、農業の振興についての4項目、それぞれお答えさせていただきます。

まず初めに、旭市の子どもと農業の関わり方というところなんですが、旭市は農業が盛んな地域で、農業を中心とした文化や習慣の中で人々は生活しています。発展してきました。子どもたちは日頃から市内に広がる広大な田んぼ、大規模なビニールハウスや畜舎、畑でできる様々な野菜などを目にしながら生活しています。スーパーに並ぶ野菜などを目にしても、旭市産の表示は多く、都会や他の地域に住む子どもたちに比べ、普段の生活で農とふれあう機会は非常に多い地域です。

地域の高齢者からは、昔は稲刈りなどの農繁期になると学校が休みになったなどの話があり、昔の子どもたちは今よりもさらに農業と密接な関係だったことがうかがえます。

農業の大規模化により、近年、子どもたちが農業を手伝う機会は減少しましたが、市では農業の盛んな地域の特性を生かし、小・中学校での稲刈り体験や食育活動などを実施しています。農業の大切さを子どもたちに伝えているところです。

続きまして、大きい項目 2 の農業の振興の部分、（１）の農業の振興について、これまでの取り組みと今後の方向性というところだったと思います。

大きく言えば、農業の歴史みたいなところなので、ちょっとその辺を簡単に説明します。旭市の農業の歴史は、国の農業政策と密接に関係していますので、これと連動しながら戦後の農業の歴史について、ざっくり四つの時期に分けて簡単に振り返りたいと思います。

まずは、昭和 20 年から昭和 36 年頃までの戦後から農業基本法制定までの時期です。この頃は、国による食糧増産を目指した取り組みが行われました。農村の民主化も進み、農地改革として地主から小作人に農地が渡っていったのもこの頃です。この地域でも自給米の確保や野菜栽培などが本格化し、現在の農業の基礎が築かれました。

次に、昭和 36 年から昭和 55 年までの農業基本法の下での農政です。昭和 36 年の農業基本法の制定により、農業生産の選択的拡大や自立経営の育成が行われました。また、昭和 41 年からは米消費の減少による需給ギャップが生まれ、米の生産調整も本格的に開始されました。これにより、旭市でも収益性の高い作物への転換や経営の集約化、産地形成や機械化を進め、生産の拡大が図られました。農地基盤整備事業などで利用集積が進み、施設園芸や畜産の大規模化も進みました。

続いて、昭和 55 年から平成 11 年までの国際化の進展と食料・農業・農村基本法の時期です。環境問題への配慮や効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造を目指し、食の安全や環境に優しい農業が進められました。直売や農業体験など、消費者や都市との交流が盛んになったのもこの頃です。

最後に、平成 11 年から現在までの最近の農政です。国際化が一層進展する中、新たな経営所得安定対策や米政策改革、環境向上対策が進められました。昨今では、世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外市場の拡大、人口減少下での持続的な生産体制の確立など、急激な情勢の変化があり対応を求められています。市では、飼料用米の生産拡大やスマート農業の導入による生産性の向上と担い手及び後継者対策、環境負荷低減を行う持続可能な農業の実践などを推進し、時代に対応した農業の振興を行っているところです。

続きまして、農業産出額が減少した要因と農業産出額の増加に向けた今後の取り組み、1 回目の質問としまして、農業産出額の統計はいつから始まったのかというところなんですが、回答します。

都道府県別農業産出額を農林業センサスや作物統計を用いて案分した市町村別の農業産出額（推計）の作成が始まったのは平成 26 年からになります。同時に全国における市町村順位の発表が始まりました。

旭市の全国順位の推移につきましては、平成 26 年から 28 年が 6 位、平成 29 年が 5 位、平成 30 年から令和 2 年までが 6 位、直近の令和 3 年が 11 位となっており、全国いずれにしろトップクラスの産出額を誇っているところであります。

続きまして、（3）インボイスの関係です。農業者に与える影響というところで回答いたします。

インボイス制度は、令和 5 年 10 月から開始される複数課税に対応した消費税の仕入れ額控除の方式です。事業者が仕入れ税額控除を行う場合、原則として仕入れ先からインボイスを発行してもらい、保存していく必要があります。このインボイスは、税務署の登録を受けた発行事業者のみが発行することができます。

この制度が農業者に与える影響ですが、登録は任意ですので、個々の経営により異なるものと理解しております。

例えば、JA などに野菜を出荷し販売を委託する場合は、インボイスの交付義務が免除となりますので、登録の必要はありません。企業への契約販売や飲食店への直接販売などの場合は、販売先から登録を求められたり、値引きの交渉をされたりするという場合など一部新聞で J T の話が出ていたと思いますけれども、そういった交渉をされたりする場合などがあるようです。

なお、制度開始後、経過措置期間が設けられていますので、まだ登録していない農業者につ

きましては、この期間内に個々の経営や売り先などを考慮し、対応を検討していただきたいと考えております。

続きまして、（４）持続可能な農業の実現というところで、子どもたちが農業の後継者になるような取り組みというところでした。

子どもたちに農業の後継者となってもらうためには、まず農業について知ってもらうことが大切だと考えています。子どもたちの農業体験や食育活動について、今後も継続して取り組んでいきたいと思います。

また、農家の所得が安定して確保できること、もうかる農業を推進していくことも重要です。市といたしましては、今後も農業の振興に注力していくとともに、積極的なPRに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、１の（２）学校給食費の完全無償化の検討状況についてお答えいたします。

給食費につきましては、現在、国の地方創生臨時交付金を活用して、本年７月から来年３月まで、第１子からの無償化を実施しているところであります。

６年度以降の第１子からの完全無償化につきましては、恒久的な財源の確保が不可欠となりますので、既に学校給食費を無償化している自治体の財政規模、財源対策などの状況を調査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担や、例えば第２子以降を無償化した場合の財政負担など、様々な財政負担のシミュレーションをしながら、実施について、これは議員のおっしゃるような財源確保も含めまして、さらに検討を重ねているところであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 大きい１、旭市の子どもの教育についてです。

（１）の食農教育なんですけれども、まず旭市という農業のまちの子どもたちと農業の関わりの歴史みたいなものを市長がどういうふうにお考えになっているか、お聞きしたかったんですよ、私。といいますのも、政策を打って、そこに予算づけするのって市長じゃないですか。だから今までの背景、バックグラウンドとかをどういうふうにして政策を実行されるかという、そこを聞きたかったんですよ。

農水産課長のほうの話だと、農業の日本全国いろんなところにある農業のまちの今まで農業

に子どもたちがどんなふうに関わってきたかというものの一般的などころの答えを聞かせていただきました。しつこく言いますけれども、市長が先ほど私が言ったように、国のほうでは非常にもう動きが遅くて、子どもたちの未来を守ると言って、じゃどこから守るのかといったら、そんな飢え死にするような、そういう政策を取っているような国に任せておけないじゃないですか。農業のまち、旭市だからこそできるというところで、ちょっと予算づけをして政策に反映していただきたいなと思って、そのお気持ちを聞きたかったんですけども、本当、残念です。

順次、いろいろ聞いていきます。

食農教育の状況、食農教育ってもうかなり前から言われているんですね。食農教育とは、食とそれを生み出す農について体験し、学ぶことを言います。岐阜県内では幼稚園や保育所、保育園、小学校での野菜栽培や調理の体験、地域での農業体験や生産者と消費者の交流活動などの様々な活動が行われています。これは岐阜県に限らず、いろんなところで行われています。この食農教育、これをもっと推進するべきではないかなと思うんですが、旭市の食農教育の推進の仕方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市は農業が基幹産業のまちでありますので、既に旭市の特徴を生かした農業体験、これを各学校の学校教育に取り入れて推進しているところでございます。各学校により実施年度や活動内容は異なりますが、本市独自の取り組みである学校いきいきプラン事業等を通して、例えば干潟小や富浦小、豊畑小、古城小などで米づくり教室やサツマイモ、落花生、いんげん豆づくりなどを子どもたちが体験しております。

矢指小や飯岡小では、旭農業高校と連携した農業体験、萬歳小ではＪＡちばみどり職員や青年部を講師として招き、年間を通した農業体験を実施しております。

また、小学校の生活科や総合的な学習の時間を、中学校では、技術科の時間を利用して野菜の栽培を行いながら命や健康の大切さ、農業を支える人々、農作物への感謝などについて学習をしておるところでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 今まで結構いろいろそういうのは聞いてきたんですけども、ここでちょっと私、もっと本格的に旭市の農業と子どもたちを結びつけるやり方というのを考えていただきたいなと思ひまして、喜多方市の小学校の農業科の例を紹介いたします。

福島県喜多方市の小学校では、国語や算数、体育などの科目と同様に農業科の授業が年間を通じて市内の全 17 小学校で行われています。これまで2万人以上が学んできました。2006 年に文部科学省の特例校制度の認定を受けスタートした喜多方市の農業科、途中から総合的な学習の時間の中に組み込まれましたが、今でも地元の多くの学校では農業科の名称で授業が行われています。農業科の内容は文字どおり農業をすること、稲作と畑作を基本に年間を通じて 35 時間程度が充てられています。総合的な学習の時間は小学校3年生以上ではありますが、喜多方市では1年生のときから学校行事や生活科などの時間を通じて、農業に触れることをやっています。

なぜ喜多方市は農業だったのかということですが、喜多方市教育委員会課長補佐指導主事の齋藤さん、この方のお話なんですけれども、喜多方市は農業が基幹産業なので、旭市と同じですね。農業を生かした教育ができないかということで推進したと聞いていますと。随分前の 20 年以上前の話ですから、2006 年でしたもんね。いや、20 年近く前か。とはいえ農業の従事者を増やすために、農業科があるわけではありません。直接的なことではないんですけども、結果的に農業に興味、関心を持つ子が増えて、将来、農業従事者になってもらえたらうれしく思いますが、あくまでも農業科を通して豊かな心、社会性、主体性という三つを育むことを狙いとしています。農業から学ぶことは多い。食べ物がどう育まれているのか、自然に感謝すること、協力することの意味、命とは。感性の豊かな時期に農と接すること、農業と接することの意義は大きい。過程を自分が経験するからこそ、農業や作物が育つためには大変な苦労があることが分かります。将来、農業には従事していなくても、何か人生の岐路、物事を判断するときに、必ず農業科で学んだことが生かされると信じています。

この農業科を担当する先生に話を聞いたところ、子どもには体験、経験が必要。ここは農村の学校だけれども、農業と関係ない仕事をしている家も多くて、周りに田んぼがあっても、農業のことを知らない子どもは意外と多い。農業にはたくさんの仕事があることを知ってほしいし、それを分かってもらえれば、食材への感謝の気持ちも出ると思いますということなんです、これまさに旭市と同じだと思うんですね。

私、給食センターを視察させてもらったときに残渣というんですか。あれの多さに本当にびっくりしまして、こちらの農業科の先生も言っていらっしゃるように、地元の農家の方がつくったものと、こんなに大変な苦労があったんだねということで残す量も少なくなるとか、そういうことで、農業の後継者を育成するための農業科ということではなくて、旭市の子どもの育ちというところで非常に私はいいい影響が出て、ひいては結果的に農業に従事する

子どもたち、一旦出たにしても戻ってくれる子どもたちが増えれば、旭市の農業の持続可能な経営ということになるのではないかなと思うわけです。

この先生が、自分も農家の息子。でも、あんまり興味がなくて一度は地元を離れて就職をした。そんなとき、ある美術館に行ったらミレーの「種をまく人」が展示してあって、それを見たら小さい頃のおやじとダブって、ああ、帰んなくちゃと。今日のことが、どこか頭の片隅にでも残ってくれたらいいということ、今日のことというのは、この先生が教えていることなんですけれども、私、このミレーの「種をまく人」を見て、ああ、帰んなくちゃと言って地元に戻られた、この先生のここのところを読んで、ちょっと涙が出ましたね。

農業のまちだからこそ伝えられること、農業に従事していなくても、農業のまちで育ったという、その人だから伝えられることというのがあると思うんです。ですから、ぜひとも旭市の農業の先の展望、これを考えたときに、農業科をつくってくださいとまでは言いませんけれども、これに近いような、今の旭市でやっていらっしゃることって体験というところで終わっていると思うんですよ。もうちょっと深く農業科の中でやっているような教育のところまで突っ込んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、私から、喜多方市の農業科をご紹介いただきましてありがとうございます。

旭市では、農業体験のほかにも食育として小・中学校の家庭科の中で栄養や食事の役割、大切さについて学習をしております。小学6年生の総合的な学習の時間においては、旭市の農産物を使ったメニューの開発や調理実習を行い、食の大切さ、旭市の農業について学習をしている学校もございます。

また、各学校で開催する家庭教育学級の中で、学校給食センターの栄養教諭による保護者向けの栄養指導や、児童・生徒向けに郷土料理の紹介や旭市の食、農産物などの栄養についての授業を行っておりまして、そういった食べ物のお大切さや作り手への感謝の気持ちを抱かせるような、児童・生徒に残さないように、食品ロスに関する理解増進も深めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 一定の理解はしているんですけれども、もうちょっと旭市の子どもと旭

市の農業という、そのところのもっとぎゅっと固いところ、そのあたりの取り組みをお願いしたいと思います。

農業科のこれから先の展望なんですけれども、こちらのラーメンのまちでやっていらっしゃる展望なんですけれども、自分たちが育てたものを収穫する喜び、食べる喜びはもちろん、それを販売し新たな価値に変わるという気づき、今は農業で利潤を生み出す視点、サイクルを教える時代なんじゃないかって思って、その農業が利潤を生むという、そのところまで教えるのが、これから先の展望だというふうに言っていられちゃいます。

やっぱり子どもたちが巣立っていった後、また旭市に帰って農業をやろうかというときに、もうからないと、ちょっと下世話な言い方なんですけれども、楽しい、そしてもうかる、それだったら絶対にやりますよ。もうかる農業というのを子どもの頃から考えられるような、そういった仕組みを農業科という中で考えていこうとしていられちゃいます。ぜひ旭市もこのあたりのところ、やっていただきたいんです。

これ市長にお伺いします。

食農教育を推進するため、やはり予算がかかります。市長が打ち出されているストップ少子化大作戦、この中で予算取りをして科をつくるというのも、ちょっと難しいかも分かりませんが、それに近いような、例えば地域の人、地元の農家さんの力を借りてでもいいです。ただ、無償で何かやってくれというわけにはいきませんから、やはりもうかる農業の仕組みを教えてもらうような、そういったことを地域の農家さんとかにお願いしたり、やり方としてはいろいろあると思うんですけれども、ストップ少子化大作戦の中での予算取りというのができるかどうか、お願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 農業が基幹産業でございます本市におきましても、農業や食を通した子どもたちへの教育は大変重要であると考えております。旭市という地域の特色を生かして研究してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 食農教育に関しましては、時間があれば小学校だけではなくて、その下の保育園、食農保育をやっていられちゃるところ、長野県長野市にあるんですけれども、このところの紹介もしたかったんですけれども、残念ながら時間がなくなってしまうので、またの機会にさせていただきます。

この食農保育の話を聞いてくださいましたら、市長、絶対にこういう保育を旭市でもやりたいと思われるに違いないという保育を実践していらっしゃる。これは機会がありましたら、また。

(2)です。学校給食での食農教育についての完全無償化と連動させる方策の2回目です。

これって市長、お答えいただきましたっけ、イオンタウンの話。ということは進んでいない、言ってくださっていないということなんだろうなということで、では、ちょっと違う角度から。

私、先日、北海道の当麻町というところに行ってまいりました。これも農業新聞で記事を見まして、町役場の周りがある、もう米をつくらなくなった農地を町が買い取って、そこで子どもたちに田植をさせて、稲刈りをさせて、もちろん地域のボランティアの方の力を借りて、学校給食を自分たちがつくったお米で賄っているという、そういう記事を読んだものですから、当麻町まで行っていろいろお話を聞かせてもらいました。すばらしい取り組みだなと思いました。

ただ、人口規模とがちちょっと違いますので、これがそのまま旭市に適用できるかという、それは難しいとは思いますが、ただ、できないことはないと思います。小学校ごと、中学校でもいいです。その周りの荒廃農地を買い上げて、そこで地域の方と一緒に田植、稲刈りをして、これを学校給食に充てるという、それはできないことはないと思います。これ市長どうですか、こういう取り組み。そうするとお米の部分でもうお金がかからない、お金はかかりますけれども、要するに恒久無償化の一助にはなると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 北海道当麻町の取り組みにつきまして、以前、議員からご紹介いただきまして、私どものほうでも研究をさせていただきました。今現在の農地法上は、農地に関する売買や賃借を行う場合は農業委員会の許認可が必要となりまして、原則、農地を購入できるのは、普段耕作を行っている農家に限られております。

ただ、当麻町はいろいろな手続きをして購入されているようですが、原則として購入が難しいというところで、また本市では人口規模が違うというお話をされましたが、毎日約5,000食の学校給食を準備しておりまして、令和4年度のお米の使用実績は全部で5万8,310キログラムということで、これが必要な田んぼの面積にしますと、およそ10.12ヘクタールになると想

定されますので、これだけ大規模な農地の取得や維持管理など、様々な面から難しいものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 恐らく当麻町の10倍ぐらいは農地が必要だというふうに計算されているんだと思うんですけども、先ほど言いましたように小学校、こちらは1市3町が合併したまちですから、地域ごとに分けて考えられないかなというのとも思います。

予算的に農地を買うということが、いわゆる宅地を買うよりもかなり安価で買えるんじゃないかなと思うんです。それぐらいの投資をするのに十分価値のあることだと私は思います。これはまたしつこくやっていきたいと思います。

3回目なんですけれども、地産地消のことをちょっとお伺いしたいです。

旭市の地産地消、子どもたちが食べるものへの地産地消というものの割合、これをお伺いしたいです。横浜市の例なんですけれども、小学生が市内産の野菜を使って考案したメニューを募集して、受賞メニューが実際に給食の献立となっています。はま菜ちゃん料理コンクールというのがもう20年以上やられていまして、はま菜ちゃんとは横浜産の野菜など、農畜産物をPRするキャラクターなんです。市内の全小学校で、はま菜チャンプルーなどの受賞メニューが一斉提供されて、給食を通して子どもや保護者が地域の1次産業について関心を持ち、地場産物のブランド力も上がっているということです。

これ岡山県の例なんかもあるんですけども、時間がなくて紹介できませんが、横浜市という人口規模としても大層大きいところですが、こういう取り組みをしております。地産地消、旭市では子どもたちの給食の中でどんなふうに考えられているか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市におきましても、地産地消は重要なことと考えておりまして、本市の学校給食の食材の発注は地産地消を最優先に市内産、県内産、国内産の順に調達をしております。令和4年度利用した市内産の特定困難な肉類を除く野菜などの農産物、こちらは金額ベースで市内産が45%、県内産が31%となっておりまして、近隣と比較しても高い割合であると、地産地消に取り組んでいるところでございます。

今後とも、学校給食での地産地消に努めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 近隣に比べて、旭市は地産地消がパーセンテージ的には多いということなんですけれども、結構先ほども紹介したような横浜市だとか、岡山県だとか、地場のものを子どもたちに提供して、子どもたちと一緒につくったものをというような食農教育を展開しているところが、本当に今、全国各地で増えています。

生産者である地元の農家さんと消費者である子どもの学校給食をつなげて、子どもたちが将来、生産者となるような投資としての学校給食という、そういう視点でちょっと見ていただきたいなと思ひまして、4回目なんですけれども、企業版ふるさと納税を活用して予算を充実できないか。例えば田んぼを買ったりとか、学校給食の恒久的完全無償化の予算を充実できないかという質問です。

旭市の食材を扱う食品メーカーとかに企業版ふるさと納税を持ちかけてみるとか、旭市と名前がついている企業とかに話を持ちかけてみるとか、先日、国立科学博物館でしたか、クラウドファンディングで1億円を目標にしたら7億円以上集まったというニュースがございました。あれは、企業は自分のところの会社の名前を載せてもらうという、それだけのことなんです。それで100万円だの1,000万円でファンドしています。ということで、旭市も企業の名前をぱーんと旭市のホームページだとか、いろんなところで載せますよというようなことで企業版ふるさと納税、これを活用されてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 学校給食の完全無償化、それと農地の購入について企業版ふるさと納税を活用してはという質問でございました。

お答えします。

企業版ふるさと納税は、国が認定した市の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行っ

た場合に法人関係税から税額が控除されるものです。本市の場合は、総合戦略に掲げている基本目標の四つが寄附の対象となります。どの目標に対して寄附をするかは企業側の判断となります。ただ、市としましては、この制度を積極的に企業に活用してもらえよう周知に力を入れてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 財源確保というところで、やっぱり国のほうとか、そんなものを待っていたら、先ほども言いましたように国、遅いです、とっても。そのあたりで寄附していただけたところを探すというのが、一番早い手じゃないかなと私は思います。ご検討のほう、よろしくをお願いします。

時間の関係上、2の農業振興についての（1）取り組みと今後の方向性を伺いましたよね。なので（2）にいきたいと思います。

農業産出額が減少したことを受けて、増加に向けた取り組みというところなんですけれども、やっぱりその原因というものをきちんと把握しなければいけないと思うんです。千葉県全体が順位を落としています。その中で千葉県の農業産出額を支えているのは、順位を支えているのは旭市ですから、旭市が何とか頑張らないといけないんじゃないかなと思うわけです。

それで、この農業産出額、当然のことながら担い手が減ると産出額自体が落ちます。そういうことで私、素人ながら思うのが、新規就農と荒廃農地の再活用というのが一つキーワードになるのではないかなと思うわけです。そう思っていましたら、9月9日土曜日の農業新聞に新規就農者が過去最少という記事がございまして、多様な人材の参画を促せという、そのところが大事だということが書いてありまして、ここに大臣の言葉が載っているんですけども、新規就農者が過去最少になったことを非常にショックと述べ、希望者が安心して就農できるよう、政策を集中させたいと強調したとあるんです。過去最少になったことで非常にショックって、何で毎年毎年減り続けているのに手を打たなかったのかなというのが、私としてはこの記事を読んで、本当に国って遅いなって改めて思ったわけです。

この記事の中に、食料安保の確立には人と農地が欠かせない。多様な人材が安心して就農できる支援を急ぐべきだというふうにあるんですけども、今日の農業新聞にもありましたけれども、国はなかなか期待できないというのが書いてあるんです。なので、旭市としては、もう国の動向とかを待っている場合じゃない。どのようにして新規就農、それからもう一つのキーワードとして荒廃農地の再活用、この辺をどのように支援していこうと思っていらっ

しゃるか聞かせてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、まず農業産出額の要因というところからご説明したいと思います。

直近の順位であります本年3月に農林水産省が公表した令和3年の本市の農業産出額、ご存じでしょうけれども、約448億円で全国第11位ということになりました。

この順位というのは、市町村別農業産出額として都道府県別の生産農業所得統計において推計した都道府県農業産出額、県全体の産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて、市町村別に案分して作成されたものになっています。この統計の性質上ですけれども、価格については県全体の平均ということになっております。そういったことから市町村ごとの価格や単収の差、つまり地域のブランド力だとか、技術力といったものはなかなか反映されにくい統計になっているというところです。

そういったところで11位の要因の一つとしては、千葉県全体が4位から6位に後退したことが大きく影響しているのかなというふうに考えております。というのは、分母が千葉県全体として、旭市の農業産出額が大きいので、分子の部分がかかなり大きくなると思うんです。そうすると県全体の分母の価格が下がると、その分子の部分の大きい割合として下がってしまうという部分が大きな要因なのかなと考えています。

そのほかですけれども、主食用米だとか、野菜等のコロナ関係とかでもありますけれども、価格の低下、そういったものも順位を落とした要因なのかなと考えられます。依然として11位と言いながら、全国トップクラスの産出額というところを誇っているところだとは思っています。

今後の取り組みということですが、各種補助制度いろいろありますが、そういったものを活用しながら担い手の確保対策、農業基盤の整備などを引き続き、旭市農業の振興に注力していきたいと考えております。

農業者が減るから産出額が減ったというのもあるのかもしれないですが、今まで農業のほうも、国の政策としては体力のある担い手のほうにどんどん集約していきましょうという政策もあったので、辞めた農業者の部分は担い手がもしかして請け負っている部分というのにも相当数あるので、それが減の要因かどうかというのは分からないところもあります。

議員おっしゃったように、荒廃農地というところも全国的に広がっていますので、潜在能力

としては、そういったところを活用していくところで、いろいろ農業産出額を上げるなり、農業の魅力を上げるとか、そういうところにはつながっていくのかなと思います。

いずれにしろ冒頭、戸村議員ありましたように食料・農業・農村基本法、これが 25 年ぶりに見直しということで考えられています。今日、新聞に載っていたのは政策審議会が答申したということで、この答申を踏まえて、また来年度の国会でそれを審議していくということになるんですけれども、基本的には農業政策の根幹というのは、今で言うところの食料・農業・農村基本法、これはいろんな要因を含んで、農業者のそういった減だとか、食料安全保障だとか、そういうのを加味しながら国のほうが政策を今、見直しということで固めているところなので、その辺の政策、いろいろこっちも注視しながら、独自で市が予算化するというのは、なかなかちょっと国全体の話になると難しい話なので、まずは国の基本法、それにのっとって農業者が頑張って農業を続けられるように、いろんな補助金を使いながら支援できればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） 国のほうの動きを待ってみたいな話なんですけれども、いや、最初から言っていますように、そんなことをしていたら本当に担い手なんかいなく、子どもたちが農業をやろうと思わなくなってしまうような、国民が飢えてしまうようなことになりかねないです。

東大の大学院の鈴木教授という方が、ずっとこの辺の警鐘を鳴らされているんです。トマホークをかじっても国民は飢えて死んでしまうという、そういうことをずっと言っているんです。やっぱり農業がいかに日本の国のために重要なものかということと、それを政策的に国が間違った方向にしているので、自給率ももちろんのこと下がっているし、この安保という考え方の上では、本当に日本の国の力というのも小さいと。ずっと警鐘を鳴らしていらっしゃいます。

そういったところで、私はもう旭市が農業のまちだからこそ旭市独自でできること、これはだから課長に言うというよりも、市長に言いたいんですよ。先に申しましたように市長、ずっと旭市でご先祖様から農業をやられてきた人のあれで、旭市の農業のことはよく分かっていると思います。農業がどれだけ旭市にとって大事か、そして国にとって大事かということをご存じなので、この農業支援というところで農業に従事する人と土地、農地、それが大事だということを私は農業新聞から仕入れたりとか、そういうことしか手がないんで

すけれども、先ほど休憩時間中に市内で農業やっという議員からお話いただいたんですけれども、旭市の農業は市とか農協とかが頑張っているんじゃないと。個人の農家がずっと頑張ってきてここまで来ているんだって言われたんです。だからこそ産出額は落ちるし、個人というんですか、農家に任せているから産出額が落ちる。これは私の見解ですよ。担い手も少なくなる。ここはやっぱり、市とか県とか国とか税金をつぎ込んででも、本当に対策を考えなければいけない時期なんだろうと思うんです。

ですから、課長がおっしゃいました国の動向を待っているとかというのではなくて、やはり市から県に対して物申す、国に対して物申す。だって旭市は農業のまちなんですから、日本全体の農業、そういうもので物すごいウエートを占めているまちなんですから、私は言うべきだと思います。

それで、ちょっと具体的なところに入りますけれども、担い手のところなんですけれども、新規就農で補助金というのも非常に大事だと思うんですけれども、現場からの声です。新規就農をしようと思っていく。ただ、その途中で心が折れたり、いろんなサポートとか支援体制が不十分なために、心が折れて辞めていくというのを随分目の当たりにしているという現場の農家さんからの声がございます。そのあたりのところをもうちょっと市として取り組んでいただいて、担い手育成総合支援協議会とかというのがあると聞きました。ただ、ここの中の農協とか海匠事務所とか、市役所とかの連携をきっちり取って、ワンストップという話もありましたけれども、本当にそれが実のあるものとしてやられているのかどうかということ、そこをもう1回見直していただきたいんですけれども、ご答弁お願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） いろいろ市でも新規就農のサポートということで、幾つかの事業を展開しているところなんですけれども、サポートという面で、ちょっと心もとないのではないかとご質問だと思うんですが、例えば国の新規就農者の人材投資資金とか補助事業があるんですけれども、その事業につきましては一応、事業採択から5年間サポートチームをつくってサポートすると。アドバイスしたりとか、そういった体制は一応それにはついていきます。

それから、新規就農の方なんですけれども、県のほうの農業事務所なんかでは、要は経営体育成セミナーということで3年間の研修制度というのを設けております。これは農業者が自分でやるかどうか判断、無理やりやらせるものではないんですけれども、ほぼほぼ経営体育

成セミナーに参加して、いろんな農業経営について学んだり、それから分からないところであれば、農業事務所の普及員さんに確認したりだとか、そういったことで県全体として海匠広域で、そういったセミナーを展開しています。

誰かに聞くというのもそうなんですけれども、やっぱりこの中でいろいろ仲間づくりができるという、それが一番大切だと思っていて、仲間づくり、一緒に農業を始めたつらい思いだとか、いろんな思いをみんなで共有し合いながら、それからいろいろ情報を共有しながら、だんだん農業者が育っていくというところで、全くサポートがないというわけではなくて、一応こういったカリキュラムとかもありますので、もしあれだったら、そういったところにどんどん参加していただければというふうに思います。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（木内欽市） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和5年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて7点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高対策について、2点目、学校給食費の完全無償化について、3点目、通学路の安全対策について、4点目、防犯カメラの設置について、5点目、ドライブレコーダーの設置について、6点目、冷水機の設置について、7点目、次亜塩素酸水生成器の導入について質問させていただきます。

まず1点目、物価高対策について質問いたします。

（1）ガソリンや食料品、電気・ガス等の値上がりに対し、生活者・事業者支援への支援策は考えているのか質問いたします。

経済産業省が6日発表したレギュラーガソリンの店頭小売価格は、4日時点の全国平均で1リットル当たり186円50銭と、前週に続いて過去最高値を更新した。前週比90銭の上昇で値上がりは16週連続。こうした中、政府は高騰するガソリンなどの燃油価格を抑制する新たな補助制度を7日から発動する。9月末で終了する予定だった石油元売への補助を年末まで継続し、レギュラーガソリン1リットル当たりの全国平均小売価格を現行より低い175円程度に

まで抑えるとあります。

旭市として物価高に苦しむ家計や中小企業への負担軽減に対して支援策は考えているのか、質問いたします。

2点目、学校給食費の完全無償化について質問いたします。

(1) 現在、来年の3月までは期間限定で給食費は無償となっておりますが、4月以降の給食費も第1子から完全無償化にできないか。期間が過ぎ4月から第3子以降が無償化ではなく、第1子から完全無償化にできないか質問いたします。

旭市は、食材なら何でもそろふ地域です。米、肉、野菜、果物等と何でもあります。栄養のバランスが整った新鮮な食材を使ったおいしい給食を、ぜひ全ての児童・生徒に無償で提供することはできないか。学校給食費を第1子までぜひ完全無償化にすることはできないか質問いたします。

3点目、通学路の安全対策について質問いたします。

(1) 駒込橋の欄干が老朽化し、さびて穴が空き危険な状態です。早急な対応はできないか質問いたします。

駒込橋は橋の長さが約 50 メートルあり抜け道になっており、朝夕の交通量は大変多く、また通学路になっているので登下校時に大変危険な状況です。しかも、道路よりも橋の幅のほうが狭く、駒込橋の欄干が老朽化し、さびて穴が空き大変危険な状態です。橋の高さもあり、転落防止のためにも早急な対応はできないか質問いたします。

3点目、通学路の安全対策についての(2) 国道126号沿いにあるばんどう太郎旭店から南に下りる道路で、県道をまたぐ井戸野大根川交差点付近までの南北線の道路の段差が激しく、舗装のやり直しはできないか質問いたします。

この南北線の道路は、海岸線からの抜け道になっていて物すごい交通量がありスピードも出ているため、夜間になると家の中まで車の振動と音がして眠れないとのこと。特に、次の信号から井戸野大根川交差点付近までの間は段差がひどく、舗装のやり直しはできないか質問いたします。

4点目、防犯カメラの設置について質問いたします。

(1) 現在、市ではどの程度の防犯カメラが設置されているのか質問いたします。

5点目、ドライブレコーダーの設置について質問いたします。

(1) 現在、市では何台の公用車にドライブレコーダーが設置されているのか質問いたします。

6 点目、冷水機の設置について質問いたします。

(1) 公共施設に冷水機の設置はできないか質問いたします。

近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は 37 度C前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合、1.1 度Cも上昇し汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が 39 度Cになると疲労感になり、40 度Cになると動けなくなるという、熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で真夏の高温で運動をした場合、体温が 1.10 度Cも上昇し、水分補給、5 度Cの冷水を飲水した場合は 0.68 度C、15 度Cの場合、0.77 度Cなので、水分補給の水の温度は 5 度Cから 15 度Cの水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ています。

旭市として熱中症対策に夏の季節、5 度Cから 15 度Cの冷水機はぜひ必要と考えます。小・中学校をはじめ、公共施設等にぜひ冷水機の設置をできないか質問いたします。

7 点目、次亜塩素酸水生成器の導入について質問いたします。

(1) 公共施設に次亜塩素酸水生成器の導入はできないか質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、食品添加物の次亜塩素酸水生成器、微酸性電解水は非接触型光センサーを搭載し、手を触れずに操作可能で抗除菌力、安全性に優れた次亜塩素酸水、消臭効果、消臭作用で腐敗臭、たばこ臭など悪臭をカット、周辺への拡散を防止、環境に優しい洗浄後のすすぎ水として使用可能、低コストとなっています。ぜひ保育所、小学校、中学校、公共施設などへの次亜塩素酸水生成器の導入はできないか質問いたします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、1 の（1）からお答えいたします。

物価高が続く中で、政府はガソリンなどの燃料油の高騰対策をまとめた上で、9 月中には電気やガス料金への対応を含めた追加の経済対策を示すと報じられております。

市としましては、国から追加の地方創生臨時交付金が示された場合は、これまで交付金を活用し実施してきました経済対策を勘案し、生活者・事業者への支援策を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、2点目の学校給食費の完全無償化についてお答えいたします。

給食費につきましては、現在、国の地方創生臨時交付金を活用して本年7月から来年3月まで、第1子からの無償化を実施しているところであります。

6年度以降の第1子からの完全無償化につきましては、恒久的な財源の確保が不可欠となりますので、既に学校給食費を無償化している自治体の財政規模や財源対策などの状況を調査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担、あるいは第2子以降を無償化した場合の財政負担など、様々な財政負担のシミュレーションをしながら、実施についてさらに検討しているところでございます。

続きまして、6点目の冷水機の設置について、学校現場の状況ですが、現在、小学校では1校、中学校では2校で既に冷水機を設置しております。ただ、新型コロナウイルスの影響もありまして使用を制限しておりましたが、現在は各学校の判断で運用をしているところでございます。

安全な水質の飲料水を提供するため各学校において、常に維持管理に努める必要があります。冷水機は文部科学省の日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準を満たすことが必要でありまして、飲料水が外部からの汚染を受けないように毎日の通水、ノズル・水受皿の洗浄、定期的なタンクの洗浄、フィルターの交換等、水質の維持管理作業が必要となります。

学校現場では、熱中症対策の一環として、自宅から水筒を持参して、各児童・生徒が授業の合間や体育の授業中及び通学途中など、日常的に水分補給できるよう指導を行っておりますので、冷水機の新たな導入については予定をしておりません。

続きまして、7点目の次亜塩素酸水生成器についてですが、現在、小・中学校ではコロナ禍以降、アルコール消毒液を配付しておりまして、引き続き現在も手指や事務機器の消毒等に使用をしております。文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、こちらのほうでは基本的には小まめに流水と石けんで手洗いをすることが最も重要であるとしておりまして、アルコール等の消毒液の使用は、手洗いができない際の補助的に用いられるものとしております。

既に校舎、体育館の入り口、各教室の入り口及びトイレ周辺等にアルコールスプレーボトルを相当数設置しております。アルコール消毒液は供給が安定しており価格も安価であることから、今後もアルコール消毒液にて対応してまいりたいと考えております。

小・中学校全校に次亜塩素酸水生成器を導入するとなれば、その機器や専用ボトル等の購入にも費用がかかりますので、また添加液や消耗品交換等で教職員の負担になることも想定されることから、現在導入する予定はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは3項目め、通学路の安全対策について回答いたします。

初めに、（１）駒込橋の欄干について回答いたします。

駒込橋は、新川に設置された駒込堰の管理橋と道路橋を兼ねており、橋長は 47.1 メートル、幅員は 5.5 メートルで、昭和 46 年に供用を開始されたものです。

当該橋梁については令和 3 年度に行った点検結果においても、欄干等の修繕が必要であるとのことでしたので、現在、修繕工事の実施に向けて駒込堰を所管する関東農政局などの関係機関との間で、工事方法等の協議を進めておりますが、時間を要しております。

議員のご質問にありましたとおり、欄干の老朽化がかなり進んでいる状況ですので、早急に工事を実施できるよう、さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）舗装のやり直しに関して回答いたします。

ご質問の箇所は、国道 126 号から県道飯岡一宮線までを南北に結ぶ主要な道路です。道路パトロール等により当該路線の舗装ひび割れが進行していることを確認し、令和 3 年度より舗装修繕工事を継続して実施しているところです。令和 5 年度は富浦小学校北西側付近の約 320 メートルの区間で修繕工事を実施し、今年度までに約 1.6 キロメートルの修繕工事を完了いたしました。

次年度以降も継続して、舗装が大きくひび割れるなど状態が悪い箇所から舗装修繕工事を予定しております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 総務課からは大きな 4、防犯カメラの設置について、現在、市ではどの程度の防犯カメラが設置されているのかについてお答えいたします。

市が管理しています防犯カメラにつきましては、令和 4 年度末現在で 77 か所、243 台を設置しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは大きな5項目め、ドライブレコーダーの設置、それから6項目めの冷水機の設置、7項目めの次亜塩素酸水生成器の導入についてご回答いたします。

ドライブレコーダーの設置状況でございますが、令和5年3月31日現在、ショベルカーなど特殊車両を除いた公用車、これは消防本部が管理する車両も含めまして199台ございまして、そのうち142台に設置してございます。

続きまして、6項目め、冷水機の設置についてでございます。

公共施設に冷水機を設置できないかのご質問でございます。こちらにつきまして、何度か議会のほうでもご回答させていただいているところでありますが、今のところ本庁舎を含めまして公共施設に冷水機を設置する予定はございません。

続きまして、7点目の次亜塩素酸水生成器の導入についてでございます。

本庁舎の新型コロナウイルス感染対策といたしまして、5類移行後も窓口の亚克力板を設置、またアルコール消毒液を設置して対応しております。アルコール消毒液につきましては供給が安定しておりますので、今後、引き続きこのアルコール消毒液にて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 7項目めの保育所における次亜塩素酸水生成器の導入についてご回答いたします。

こども家庭庁による保育所における感染症対策ガイドラインでは、塩素系消毒薬の用途は、テーブルやドアノブ等のものや、嘔吐物等を十分に拭き取った後の消毒には有効とされておりますが、新型コロナウイルスに対する手指消毒の有効性は未評価となっております。

手や指などのウイルス対策は、水や石けんによる洗浄が最も重要とされております。手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液が有効とされていることから、保育所では今後もアルコール消毒液での殺菌・消毒を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

4点目の防犯カメラの設置についてから再質問させていただきます。

（1）の防犯カメラは、犯罪の予防及び事故の防止に大変効果があります。今後、旭市では

防犯カメラの設置箇所はどこを予定しているのか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 設置箇所につきましては、往来の多い駅前広場や道路、公園などのほか、市内の全小・中学校をはじめ、様々な施設にも設置してございます。

今後の設置予定ですけれども、具体的な計画はございません。ただ、犯罪予防や事故防止を図るため、警察署をはじめとする関係者と協議しながら、設置を進めているのが現状でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、再々質問させていただきます。

安全で安心なまちづくり実現のため、犯罪発生の抑止効果が期待でき、事件や事故の早期解決や犯罪捜査など、また、ごみの不法投棄抑制に大きな効果を発揮することから、公園内に防犯カメラの整備を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 公園内への設置ということですが、市では既に旭文化の杜公園、袋公園、袋東公園、旭スポーツの森公園、海上コミュニティ運動公園、三川ふれあい公園に防犯カメラを設置し、運用しているところでございます。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

埼玉県吉川市は先頃、市内11か所の公園に防犯カメラを設置しました。この設置は、市と一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構、市社会福祉協議会の3者が結んだ防犯カメラを併設した自動販売機の設置に関する協定に基づき、実現しました。協定は市社協が自販機と防犯カメラを設置、同機構が自販機の収益を活用して保守管理、市が防犯カメラの録画映像データの運用を通じて犯罪抑止につなげる内容。このため市の公費負担がなく、防犯カメラが設置された。防犯カメラの設置後、これまで2件のデータ活用があり、市の担当者は安全対策に役立っていると話していた。

協定に基づく公園への防犯カメラ設置について、旭市でも今後できたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 自販機への防犯カメラの設置ということでございます。

これにつきましては、業者側と話し合いながら進める余地はあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひ今後、また次つけていくときとか、いろいろあると思いますので検討していただければと思います。

次に、5点目、ドライブレコーダーの設置についての再質問をさせていただきます。

埼玉県久喜市は先頃、市の公用車や市内の協力事業者の車に搭載されたドライブレコーダー、ドラレコを動く防犯カメラとして活用する見守り活動を開始した。この活動は今年5月に久喜市と久喜警察署、幸手警察署の3者で締結したドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に関する協定に基づき実施するもの。市が事業者に協力者を募り、事業用車両などに見守り活動実施中のステッカーを張って走行してもらう。地域の目を増やすことで犯罪抑止につなげるのが狙いだ。市内で事件や事故が起きた際は、協力者が警察署にドラレコの記録を提供する。協力事業者は9日現在でタクシー会社など10社、市の公用車も含め237台が走行している。市内の犯罪抑止と事故発生時の処理の迅速化を促すため、動く防犯カメラの導入はできないか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 動く防犯カメラということですが、旭市では平成30年6月に旭署と協定を結びまして、現在もドライブレコーダーのデータを要請に基づいて提出するなど生かしております。

ちなみにタクシー会社ですが、旭署及び匝瑳署と千葉県タクシー協会の海匠自動車組合のほうが同じような協定を結んで情報提供をしているところです。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。市としてのドライブレコーダーは199台中142台ということで、これから全車にドライブレコーダーがつけられたらいいかなと思いますので、これは要望して次の質問に移らせていただきます。

6点目の冷水機の設置についての再質問をさせていただきます。

福島県南相馬市は、このほど市役所 1 階に給水スタンドを設置した。市民にマイボトル利用を促し、プラスチックごみ、プラごみの削減につなげたいと考えた。給水スタンドは水道直結型で冷水と常温水の 2 種類が利用可能。水筒などのマイボトルを持参すれば、誰でも無料で給水できる。市生活環境課は、浄水機能により安全でおいしい水が飲める、熱中症対策にも積極的に活用してほしいと呼びかけている。給水スタンドの設置を提案、プラごみの削減策にマイボトル普及を訴えていた。市は今後、各フロアや公共施設に順次、給水スタンドを設置していく方針。また、5 月には飲料メーカーと協定を結び、使用済みペットボトルを全てペットボトルに再生するボトル to ボトル、水平リサイクル事業を 2024 年度から実施することです。

ぜひ、旭市でも公共施設に冷水機や給水スタンド（冷水と常温水）の 2 種類が利用可能の設置はできないか、質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 冷水機による水分補給が熱中症対策の一つになるということでは理解しております。

その冷水機を使用して、ペットボトルの使用を少なくしてごみを少なくしましょうという試みが福島県のほうで行われているということですが、本庁舎には自動販売機等が設置してございまして、こちらのほうは飲料メーカーが使用済みのペットボトル、それから空きかん等を回収しております。リサイクルの推進、またごみの減量化等も図っているところでございます。マイボトル、水筒を持つ方も増えてきていますので、状況を見守りたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16 番（伊藤房代） それでは、再々質問させていただきます。

冷水機の設置について、（1）の神奈川県大和市はペットボトル削減に向けた取り組みの一環として、複合運動施設、大和スポーツセンターにマイボトルを促すカウント式の給水機を設置しています。給水機は 2 階のトレーニング室前に設置されており、誰でも無料で利用できる。持参した水筒などを給水口に置くと、自動で水が 350 ミリリットル出て、利用された回数がカウントされる仕組み。設置されてから 6 か月間で計 2 万 4,000 回以上の利用があった。500 ミリリットルのペットボトルに換算すると約 1 万 7,000 本分に相当する。市の担当者は、

環境配慮への意識啓発を図るためにも、多くの人に利用してもらいたいと話した。

熱中症対策に、また環境の面からも、ぜひカウント式給水機や冷水機、給水スタンドなど、幅広く小・中学校や公共施設等へ設置をできないか質問いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 公共施設のうち、本市では総合体育館とパークゴルフ場に冷水機が設置してございます。本庁舎のほうにつきましては滞在時間が短く、また空調も効いておりまして、熱中症のリスクは低いものと思われまます。

今後は近隣市町の導入状況等を確認しつつ、公共施設等に冷水機が必要かどうかを判断していきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） 恐れ入ります。

先ほど市と警察と協定、平成30年6月と申し上げましたが、10月の誤りでした。おわびして訂正いたします。

○議長（木内欽市） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時 0分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

◇ 遠 藤 保 明

○副議長（林 晴道） 続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（１１番 遠藤保明 登壇）

○１１番（遠藤保明） 議席ナンバー11番、遠藤保明です。

令和５年第３回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告の順序に従いまして質問いたします。今回の定例会では環境への問題として、外来植物対策及び過疎地域対策としての公有財産管理状況の大きく二つの項目について質問をいたします。

それでは、１番目の河川・水路の外来植物対策について質問であります。

今年も地球温暖化の影響で猛暑が続いております。数年前から外来植物が水路に繁茂するという農家の方々から相談を受けました。今年は特に繁茂の状態がひどくなり、植物に一面覆われている水路が増えています。水路から水田に外来植物が侵入すると、農業に影響を及ぼすおそれがありますので、ナガエツルノゲイトウやチクゴスズメノヒエ等の外来植物等の繁茂の状況と、その対策を伺います。

（１）旭市全体の繁茂の状況は把握しているか。

続きまして、２番目の公有財産の適正な管理と運用についての質問です。

令和３年度から旭市過疎地域持続的発展計画が策定されているんですが、干潟地域の市民は施設を含め、今後どのように進めていくのか具体的な内容が分かりません。

そこで、（１）干潟地域の公有財産の利用状況と今後の方向性について伺います。

まず、干潟地域の普通財産と行政財産の状況について、台帳上どのくらいあるのか教えてください。また、施設を解体した干潟公民館、農村環境改善センター、第三給食センターの跡地利用について教えてください。

以上、１回目の質問については以上です。再質問は質問席にて行います。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課からは、１項目めの河川・水路の外来植物対策についての（１）旭市全体の外来植物の繁殖状況についてお答えいたします。

環境省と農林水産省が作成しました生態系被害防止外来種リストというのがございます。これを参考に市内を調査しましたところ、リストに掲載されておりますナガエツルノゲイトウは、秋田川やその他の農業用水路の一部で多く繁茂しておりまして、新川の揚水機場、この付近でも生育が確認されております。

また、チクゴスズメノヒエ、この確認のほうは取れていませんが、類似のシマスズメノヒエ

につきましては、市内の広範囲で点在しているのを確認しており、今後も引き続き調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 大きな項目２点目の公有財産の適正な管理と運用についてお答えいたします。

干潟地域の行政財産と普通財産、どのくらいあるのかというご質問でございますが、行政財産の土地は 32 万 735 平方メートル、普通財産の土地が 3 万 8,119 平方メートルでございます。

普通財産のほうでございますが、主な用途としては区の集会所用地として貸付けを行っている土地となっております。

それと解体した跡地の関係でございますが、干潟公民館の跡地につきましては、ひかた市民センターの駐車場として、農村環境改善センター跡地につきましては、隣接する古城保育所の送迎やイベントの駐車場として、第三学校給食センター跡地につきましては、地元消防団の消防庫と干潟中学校用地として使用しております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明） 回答ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

河川・水路の外来植物対策について、（１）についてですが、外来植物のナガエツルノゲイトウは、緊急対策外来種に指定されており、ほかにもオオフサモ、スズメノヒエ、アシカキ等の植物が繁茂しているようです。これらの植物はちぎれた断片から増えていく植物ですので、防除対策として除草剤の使用は有効であるのか、お伺いいたします。

また、駆除に対して市の補助はありますかどうか、併せてお願いします。

○副議長（林 晴道） 遠藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 除草剤を用いた外来植物の駆除は、正確な有効性は確認できておりませんが、除草剤の効果がある外来植物もございます。

具体的には、水田内や畦畔の防除へ水稻用除草剤、これを用いた事例がございますが、河川や水路には水生生物などへの影響が懸念されるため、除草剤は使用できません。河川や水路については、バックホウなどの重機や手作業による除去が一般的となっております。

なお、外来植物駆除に関する市の補助制度は現在のところございません。

以上です。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 回答ありがとうございます。

先ほども言いましたように、水面を覆い尽くしている植物は茎や根の断片から再生するので、今後、発生地域が拡大していく傾向にあります。水田に入り込まないよう駆除、防除については土地改良区をはじめ、国・県などの関係機関と連携して、外来植物の駆除対策に当たっていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○副議長（林 晴道） 遠藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 遠藤議員の言われるとおり、関係機関との連携というのは不可欠であると考えており、外来植物の駆除に向け、国や県及び土地改良区等と連携して対処してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） 外来植物の拡大防止は市のホームページでも掲載されており、防除方法について掲載されておりますが、除草剤や草刈り機の使用など、効果的な防除方法について農家等へ情報提供をお願いします。また、市の補助についても今後、検討をお願いします。

続いて、2の公有財産の適正な管理と運用について、（1）干潟地域の公有財産の利用状況と方向性について伺います。

1回目の質問では施設の跡地利用について伺いましたが、駐車場としてではなく有効な活用の検討をお願いします。

また、干潟地域には萬歳地区多目的研修センター、コミュニティセンター、ふれあいセンターの集会施設がありますが、過去3年の利用状況について教えてください。よろしくお願いします。

○副議長（林 晴道） 遠藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、ご答弁申し上げます。

萬歳地区多目的研修センターの利用状況ですが、令和2年度が714人、令和3年度が617人、令和4年度が653人です。萬力のコミュニティセンターの利用状況は、令和2年度が

1,420 人、令和 3 年度が 1,261 人、令和 4 年度が 1,503 人であります。入野のふれあいセンターの利用状況は、令和 2 年度が 1,772 人、令和 3 年度が 1,244 人、令和 4 年度が 1,435 人であります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員。

○11 番（遠藤保明） ご回答ありがとうございます。

続いて、長熊釣堀センターの過去 3 年間の利用状況を教えてください。

○副議長（林 晴道） 遠藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、長熊釣堀センターの直近 3 か年度の利用状況についてお答えをいたします。

入場者数で申し上げますと、令和 2 年度は 1 万 1,778 人、令和 3 年度は 1 万 3,016 人、令和 4 年度は 1 万 2,657 人でした。このほか令和 2 年度から 4 年度は新型コロナの影響で中止となりましたが、例年、春と秋に釣り大会を開催しております。本年 5 月、4 年ぶりに開催することができ、多くの方々に参加をいただいたところでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員。

○11 番（遠藤保明） ご回答ありがとうございます。各施設とも利用されているようですが、老朽化が見込まれるので、過疎対策事業債を利用するなど維持管理を適切に行っていただきたいと思います。

また、令和 3 年度より過疎地域持続的発展計画の策定により 3 年目となります過疎事業債を活用した実績と今後の計画がありましたら、回答をお願いします。

○副議長（林 晴道） 遠藤議員の 4 回目となります質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、これまで過疎債を活用した事業になりますが、市道の新設改良や維持補修などの道路整備、コミュニティバスやデマンド交通の運行、家畜防疫対策としての予防接種などがあります。

今後の過疎債の活用につきましては、主なものとして学校再編に伴う学校施設の改修や新築、スクールバスの導入のほか、長熊釣堀センターの運営管理なども見込んでおります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員。

○11番（遠藤保明） ありがとうございます。干潟地域は人口減少傾向にあり、活性化につながる支援が必要です。この地域には文化財の史跡、名所、公園、コミュニティ施設等、充実した施設を持つ地域であります。ハード事業、ソフト事業を合わせて今後、地域が活性化するように検討をお願いします。

私の質問はこれで終わります。

また、昨日、外来種のことで宮内議員も登壇されましたが、この対策は緊急の課題ですので、よろしくひとつお願いします。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 遠藤保明議員の一般質問を終わります。

遠藤議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（林 晴道） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。

旭市第3回定例会におきまして一般質問を行います。

大きな1点目、干潟地域の小学校の統合について。

（1）干潟地域の三つの小学校を古城小に統合する計画について、市は今後、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、どのような考えで統合を進めていくのか伺います。

平成30年3月に旭市学校のあり方検討委員会から提言書が提出され、それを基に令和3年に旭市学校再編基本方針が発行されました。それによると中学校は5校から3校に、小学校は15校から7校になるとされています。干潟地域は三つの小学校が統合して（仮称）干潟地域小学校となるとされました。新しく7校の小学校になるわけですが、干潟地区がなぜ他の地区に先駆けて統合に向けてスタートしたのか。また、なぜ古城小案で進められているのか、お尋ねします。

（2）この統合計画は何年後を目途に進めていくのかお尋ねします。

それぞれ3校地域の賛同がもし得られた場合は、どのような準備が必要なのか、そのためには何年ぐらいを要するのかお尋ねします。

（3）過疎地域持続的発展計画について、古城小の増築や新たな小学校の建設に対して、過

疎債を利用できるのかお尋ねします。過疎債については制約がありますが、今回、古城小への統合が賛同されたとして、改修費の何割ぐらい過疎債は利用できるのかお尋ねします。

(4) 小学校再編後の跡地利用についてはどのように活用する考えがあるのか、質問します。
全国的に学校の統廃合が進み、廃校になった学校の新たな活用が行われています。説明会でも幾つかの参考例が紹介されていますが、今後の市の取り組み方についてお尋ねします。

大きな2点目、中学校の部活動の地域移行について。

2022年12月、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインがスポーツ庁と文化庁から発表され、2023年から2025年の3年間を改革推進期間と定めています。教職員の長時間労働が社会的問題になっていることと、少子化により一つの学校内で部活動を維持することが難しくなっていることが主な要因とされています。

そこで、お尋ねします。

(1) 改革推進期間である令和7年度に向けて、市内各中学校の部活動の現状について伺います。

5校の中学校の運動部と文化部のそれぞれの数をまずお聞きます。

また、学校に専門知識を有した外部コーチを招いて指導を受けていると聞きましたが、それらの種目と指導者の人数をお尋ねします。

(2) 地域移行する場合、指導者や練習場所等が必要となりますが、今後の方向性について伺います。

地域移行するためには指導者が必要となります。運動部活動だと専門的技術や知識を有する経験者にお願いすることとなると思われますが、市の考えを伺います。

大きな3点目、国土調査法による地籍調査を行った土地への課税について。

本市における地籍調査事業について、これまでの実施状況についてお尋ねします。

以上、1回目の質問は終わります。2回目以降は質問席で行います。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、1の干潟地域の小学校の統合についてからお答えいたします。

まず、(1)ですが、干潟地域を先行してスタートした理由ですが、旭市学校再編基本方針に基づき、児童・生徒の減少が大きく、今後の児童数の推移を踏まえると、いわゆる複式学級、1人の担任が複数の学年を受け持ち、一つの教室で2学年と一緒に学習する、この複式

学級の可能性があるため速やかに着手したものでございます。

また、古城小学校を候補とした理由としては、干潟地域の中和小学校、萬歳小学校、古城小学校で統合を考えると、中和小学校、萬歳小学校は敷地全体が土砂災害警戒区域に入っており、敷地面積も狭いことが課題でありまして、一方で古城小学校は、土砂災害警戒区域が一部であることや敷地面積が一番広いため、統合小学校の候補地となったものでございます。

続きまして、（２）の何年後をめどにということですが、３校の賛同が仮に得られますと、次は代表者会議となります。各学校の代表者による代表者会議を開催して、最終的な統合の了承や統合の時期、学校の位置などを決定してまいります。

次に、準備委員会を開催し通学方法や学校用品など、新しい学校の運営に向けて詳細な内容を決定してまいります。これと並行して学校の改修工事を進めていくこととなります。そして、全ての準備が整いましたら、新しい学校の開校ということになるものと思われます。

旭市学校再編基本方針では、各説明会や地域検討会議に１年から２年、代表者会議や準備委員会で２年から３年と想定しておりまして、統合までに約５年程度の期間をめどに進めるものとしております。

続きまして、（３）の過疎債についてでございますが、過疎地域持続的発展計画には、こちらのほうの計画に干潟地域の統合に向けた古城小学校の校舎や体育館の施設改修工事、廃校となった学校の解体工事について記載をしております。

古城小の増築につきましては、改修工事の一環として増築を行う場合は、国庫補助金の対象となりまして、過疎債も活用することが可能となります。

過疎債は、この計画に基づいた事業費から国庫補助金を差し引いた市の負担分に対して充当することができます。

校舎等の改修工事は、国庫補助金の学校施設環境改善交付金の対象事業で、補助金額は過疎特例で１０分の５.５となりまして、残り全ての１０分の４.５、この市の負担分について全て過疎債を充当することができます。

続きまして、（４）の跡地利用についてですが、廃校となった学校跡地の活用につきましては、学校再編基本方針では避難所等の地域コミュニティ施設、学童施設やバスターミナルとしての利用、そのほか集会所、福祉施設や民間活用の推進を想定しております。

現在行っている地域検討会議や今後行われる代表者会議の中で、他の自治体の活用事例などを紹介し、委員の皆さんより幅広いご意見を伺い、施設を有効利用できるよう検討してまいります。

続きまして、大きな2番の中学校の部活動の地域移行ですが、(1)部活動の現状としまして、部活動数ですが、旭一中は運動部が6部、文化部が2部、旭二中は運動部が15部、文化部が4部、海上中は運動部が9部、文化部が2部、飯岡中は運動部が7部、文化部が1部、干潟中は運動部が6部、文化部が1部となっております。

また、外部の課外活動支援員及び部活動指導員として、軟式野球1名、ソフトボール1名、ソフトテニス2名、バレーボール1名、卓球3名、体操競技1名、剣道2名、吹奏楽2名、美術1名に指導をしていただいております。

続きまして、(2)の指導者についてですが、本年の7月10日に旭市スポーツ協会などの関係団体の代表者にご協力をいただき、第1回旭市部活動地域移行準備連絡会を開催いたしました。地域における指導者発掘のため、部活動の地域移行に関する経緯を説明するとともに、生徒の受入れに関する協力依頼を行いました。

また、休日の指導を希望する教師につきましては、教師としての立場ではなく、教育委員会からの兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で指導等に関わることになります。

今後は、関係団体に受入れに関するアンケート調査も実施してまいりますので、地域の指導者、教師の兼職兼業などを基に指導体制について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長(林 晴道) 税務課長。

○税務課長(向後秀敬) それでは、大きな項目の3、(1)地籍調査事業のこれまでの実施状況についてご回答いたします。

本市の地籍調査事業につきましては、干潟地域、鎌数谷町場地先で実施したところです。

現地調査につきましては、干潟地域は昭和63年度に開始しまして、平成20年度に完了しました。鎌数谷町場地先は平成21年度に開始しまして、平成23年度に完了しました。

登記につきましては、干潟地域は平成5年から行いまして平成30年に完了し、鎌数谷町場地先は平成30年から開始して令和元年に完了いたしました。

以上です。

○副議長(林 晴道) 宮澤芳雄議員。

○15番(宮澤芳雄) それでは、再質問をいたします。

説明会では委員の皆さんから、複式学級を避けるためには統合はやむを得ないという意見も少なくありませんでした。また、スピード感を持って進めてほしいという意見も少なくあり

ません。

一方で、安全面での不安の意見も多くありました。体育館東側の土砂災害特別警戒区域、これは何としても回避してほしいという意見が大半というか、ほとんどであったんじゃないでしょうか、参加された委員の皆さんの意見では。また、もう一点は、通学時の安全性についての心配も多く聞こえました。市はこれらの対策についてどのように考えていくのかお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 古城小学校の体育館東側の急傾斜地は、市保有の保安林でありまして、昭和 48 年、49 年度に千葉県により予防治山事業を実施しております。この工事後、約 50 年が経過しておりますので、千葉県北部林業事務所との協議を進め、さらなる対策工事を検討してまいります。また、学校改修工事の際にも、児童や施設利用者の安全を第一に安全対策工事を検討してまいります。

通学時の安全性につきましては、中和小学校、萬歳小学校等遠くなる地区につきましては、スクールバスを検討しております。バスルートやバス停の場所につきましては、準備委員会で決定をしていくこととなります。欠席連絡や乗降の確認など安全に十分配慮できるよう検討してまいります。

また、通学路に関しましては、旭市通学路交通安全プログラムに基づいて、通学路点検を行っております。その中での危険箇所につきましては、関係機関と協議して対策を行い、通学路の安全確保を図ってまいります。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

これまで3地区の皆さんの説明会、2回ずつ6回行われましたけれども、今後どのような説明会を何回程度実施される予定なんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 干潟地域については昨年度に保護者説明会、アンケート調査及び地域説明会を開催し、現在、区長や保護者の方々などで構成された地域検討会議を設置し、これまで各地区で2回行いまして、再編に向けて様々な意見や要望を伺っているところでございます。

内容としましては、各回の意見交換でご意見をお伺いして、再編に関わる意見や要望を伺って、その次の回でそれに対する説明を行いながら、合意形成に向けて取り組んでおります。回数としましては、各地域の合意形成のまとまり具合にもよりますが、おおむね5回程度を予定しております。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） これまで傍聴をさせていただきました。当初、昔から干潟地区が1クラスに5人だとか、6人だとかという、あるいは女子生徒が1人になってしまって、隣の小学校に転校せざるを得なかったとか、そういったことがあって、地域の中では早く統合してほしいと。待っていたというか、そういう声がだいぶ聞こえてきたんですね。市が令和3年6月に最終的な統合基本方針を出されたので、今それに向かって、今までは恐らくスタートするだろうということだったんですけど、いざその場になると、やっぱり不安もあるんですね。期待も大きいんですけども、不安もある。

委員の皆さんからいろんな意見があったと思いますけれども、やはり大きなところは学校が早く一つになって、複式学級も怖いんですけども、何よりもかによりも1クラスに5人とか6人だとかということでは、これは切磋琢磨して、競争の原理ではないですけども、そういったことでしっかり勉強してくださいよというところが、ちょっと成り立たない状況だったので、そういった意味では地区は待っています。でも、いざ統合となると不安もあるので、丁寧に丁寧に、今までもそうされていますけれども、本当に丁寧にしっかりと皆さんが納得するような説明をして、最後ゴールイン、本当に統合というところまでこぎ着けていたきたい、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、（2）に移ります。

この統合計画は何年を目途に進めていくのかお尋ねします。それぞれ3校地域の賛同がもし得られた場合、どのような準備が必要なのか、そのためには何年ぐらいを要するのかお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） この統合計画、賛同を得られた場合、次は代表者会議ということになります。この代表者会議を開催して最終的な統合の了承、統合の時期などを決定していくものとなります。先ほども申し上げましたが、学校再編基本方針では、地域検討会議を設置してから代表者会議、準備委員会などでおおむね約5年程度、早く地域の合意が得られ

ば、もう少し早くなることもあると思いますが、5年程度をめどとしております。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 5年というのはあれですか、説明会がスタートしてから5年、分かりました。

再々質問します。

当たり前のことですが、最も優先されなければならないことは、学校で学ぶ生徒の皆さんのことです。中学校に進学する場合には、みんな6年生ですから心の準備がもうできると思います。しかしながら、小学校、特に低学年の子どもたちにとっては、やっぱり不安があると思われます。現に委員の中からもそういう意見がありました。これは当然のことです。統合するに当たって、市としては当然、その辺のところは十分に考えていることだと思います。

改めて統合に向けて、これからそのことに関して、市としてどのような対策を取るのか。また、保護者に対して、どういうふうに説明をしていくのか改めてお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市学校再編基本方針では、再編に向けての配慮事項を記載しております。子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がよりよいものとなるよう、統合前の交流や個々に応じた心のケアなど、必要な活動を実施していく予定です。

また、現在行っている合同の修学旅行やプールの活用などの交流をさらに深めていきたいと考えております。

なお、統合が決定しましたら、職員の配置についても統合後に知っている先生が誰もいないということにならないように、県に要望をしてみたいです。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 今の最後のところ、聞きたかったところです。近隣の状況ですけれども、香取市のほうでは保護者のアンケートの中に、知っている先生がいなくなっちゃったということを非常にご心配されていたケースもありますので、その辺のところをしっかりと対応をお願いします。

次の質問ですけれども、統合すると当然、学校の名前、あるいは校章、校旗、校歌等、変わるんだと思いますけれども、これについてお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の名称などにつきましては、今後、地域検討会議で合意をいただいた後の代表者会議で基本的な部分について意見調整し、さらには準備委員会でより具体的な内容について、委員の方々の意向を伺いながら進めてまいる予定でございます。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

それでは、（3）過疎地域持続的発展計画について、古城小ということで決まった場合、その賛同を得た場合の学校の改修費、教室等は足りるのでしょうか。それをお聞きしたいんですけれども。あるいは増築等があるのであれば、それらの改修工事に過疎債は、先ほど企画課長はそれを使う予定でいるという話でしたけれども、使えるかどうか改めてお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 仮に今の3校が古城小学校に統合した場合、今の古城小学校の普通教室数からいきますと、児童数からして足りる状況でございます。

それで、過疎債の活用につきましては、過疎地域持続的発展計画に掲載してございますので古城小学校の改修工事、こちらにつきましては統合に伴うものにつきましては全て過疎債の対象になるものでございます。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） もう一点、すみません、聞き忘れました。これ3回目でいいです。

土砂災害特別警戒区域、当然これ説明会でも随分話がありました。北部林業と市で今、調査できない状態で、雑草と木、それをきれいに掃除して伐採して、それから状態を確認することでしたけれども、それらの調査はともかく、最終的に特別警戒区域を工事するに当たっては、これは県がやるのでしょうか。それとも市でやる場合、それだけ答えてください、市でやる場合に過疎債は使えるのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 土砂災害警戒区域の保安林の治山事業につきましては、千葉県が実施する事業でございますので、そちらについては千葉県のほうで県補助を申請するなりして、市の負担はございません。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それがはっきりしないと委員の皆さんも賛成、反対の意見は言えないという方もいましたけれども、早くスピード感を持って、そちらのほうは対応していただきたいと思います。

では、4回目です。再編基本方針では小学校は7校にすると提言されていますが、仮に将来的に、さらなる統合があると考えた場合、この過疎債を使うのに、いつまで過疎債が有効に使える期間があるのでしょうか。あまり学校の建設というのが先送りになっていると、過疎債の使える期限が切れてしまうと思うんですけれども、過疎債は何年まで使えるものなのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 過疎債の期限につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によりまして、令和13年3月31日までとなっております。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、（4）小学校再編後の跡地利用について、どのように活用する考えなのか質問します。

全国的に学校の統廃合が進み、廃校になった学校の新たな活用が行われています。説明会でも幾つかの参考例が紹介されていますが、今後の市の取り組み方についてお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 跡地活用につきましては、現在行っている地域検討会議や今後行われる代表者会議の中で、他の自治体の活用事例などを紹介しまして、委員の皆様より幅広いご意見を伺って、施設を有効活用できるよう検討してまいります。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 実は地元で学校がなくなっちゃうと、そういう心配があるんですけれども、それはやむを得ないと。ただ、学校がなくなっても、その後、何かそこに施設があるとか、みんなで利用することができれば非常にありがたいと。学校がなくなるということは、シンボルですから、それがなくなってしまうと本当に寂しいんですけれども、でも跡地の利用を有効に考えてくれという話があって、今日幾つか質問させてもらいます。

取りあえず、今、地域というか市全体でもそうなんですけれども、心配しているのはスポーツを練習する、ほとんどスポーツだと思えますけれども、学校開放デーに校舎を使っている

んですけれども、廃校になった場合、これは使えるものなんでしょうか。校舎が取壊しになってしまえば、これはもう諦めがつきますけれども、どういうふうに考えているのか市の考えをお尋ねします。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで2時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 0分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の跡地利用に関しまして、現在、学校開放で利用している体育館につきましては、使用用途にもよりますが、引き続き地域の皆さんが使用することができる運動施設としての活用を検討してまいります。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。よろしくお願いします。

説明会で配付された資料の中に一つ、協働の地域づくりというんでしょうか。言葉にしてはそういうふうには載っていなかったんですけれども、内容を見ると、最近全国で進んでいる協働のまちづくりというんでしょうか。そういった形で協働の地域づくりというんでしょうか、市と地域が一緒になって知恵を出して、跡地でその地域がにぎわうような対策をしようよということが随分、全国的に進んでいると思います。

地域にもいろいろ考えを持っている人が大勢いますので、そういう人たちが今後、統合が正式に決まって跡地をどうしようかというときには、そういったふうな話も出てくると思いますけれども、そのことに関して何かの形をつくるというよりも、こういうふうに一例として武道館にしようとか、高齢者のコミュニティ施設とか、それも一案なんですけれども、そうではなくて、今までそこに通った人たちと市で協働の地域づくり、そういった提案をされていたので、どのように今後考えがあるのか。ちょっと拙速ですけれども、まだ統合も決まっていなくても、あるのか、取りあえずこの時点でお聞きしておきたいと思います。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 廃校活用に関しましては、文部科学省のホームページに掲載されている他市の事例を地域検討会議で紹介させていただきました。その中では、協働の地域づくりを掲げた跡地活用もあったかと思います。

地域からの要望として、地域住民が集まれる公民館のような、あるいはコミュニティスペース等のような、そういった要望があった場合には、地域の方々のお力をお借りしながら、管理運用などについても併せて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、最後の質問です。地域の活力源、これは言うまでもなく人の力だと思います。人口減少が進むと地域の活力が低下します。先ほども言いましたけれども、さらには地域のシンボルという小学校がなくなってしまうということは、本当に悲しいことなんだと思います。

しかしながら、跡地が有効利用され地域に活力が戻ってくれば、これは大変ありがたいことなんだと思います。学校がなくなっても、本当にたくさんの思い出を持った卒業生が地域には大勢います。改めて市と地域の連携が重要だと考えますが、最後に教育長、もし考えがあればお尋ねしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

向後依明教育長。

○教育長（向後依明） 跡地活用に関する市と地域の連携につきまして、私よりご回答させていただきます。

それぞれの学校は地域にとって長い長い歴史があり、地域の皆様は学校に対して強い思いがあることは十分理解しております。学校の跡地活用につきまして、地域の皆様の声に耳をしっかりと傾けながら、それぞれ立地の特性を生かし、魅力を最大限活用し、地域のさらなる活性化につながるよう、十分連携を図って進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 確かな回答をしっかりとこちらもお受けしましたので、心強いご発言でした。ありがとうございます。

まだ説明会は2回ですけれども、いろいろこの取り組みといいたいでしょうか、この基本計画がどのようなことで、これは質問ではありませんので、どのような考えでこれがつくられて発

行されたのか。いろいろ意見を聞いたり、また調べたりする中で一つ気がついたことがあるので、これは私から、本来であれば統合が終わった後に言うべきでしょうけれども、どうしても今日言いたいものですから。

よく教育は国家 100 年の大計と言いますけれども、将来にわたり旭市の子どもたちを社会に貢献するたくましい人間に育て上げるという大志をもって、今回の基本方針が策定されていることに驚き、またそれを知りました。学校のあり方検討委員会と学校再編計画策定委員会の 29 名の委員の皆様に対して衷心より敬意を表し、改めてまだ完成していませんけれども、お礼を言いたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、大きな 2 番の中学校の部活動の地域移行について質問をします。

学校に希望する部活がなかったり、また専門的な技術指導を受けるために、既に学校外でチームを組んで練習したり指導を受けたりしています。しかしながら、その活動には当然、会費、指導料、施設使用料など、もろもろの経費が発生します。国は、クラブチームへの加入も一例として示していますが、市内の中学校でもクラブチームに入りプレーをしている生徒もいますが、クラブチームに入るとどれくらいの経費が発生するのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 指導料などにつきましては、硬式野球のクラブチームの一例として、ボール代、施設利用料などを合わせ部費として 1 か月当たり 1 万円程度と聞いております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15 番（宮澤芳雄） ありがとうございました。

これまで部活動は学校教育の一環として行われてきました。机上では経験することのできない部活動を通じて、日々の練習で先生方、教師の指導の下、3 学年が一緒になって練習することで上下関係の大切さが身につきます。教師も含めた生徒たちの人間関係が構築され、また試合では連帯感と責任感、そして思いやりの心が育む、部活動というのはすばらしいものだと思います。

教師の中には、部活の指導を望んで教員の道を選んだ方も大勢いると聞きます。心配なのは地域に移行された場合、学校の部活動はどのように変わっていくのか伺います。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 千葉県のガイドライン、地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン、これによりますと、地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の社会教育の一環として捉えることができるとされております。

また、これを踏まえ地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、活動の機会などの充実を図ることが重要とされております。これらのことにより、部活動の地域移行につきましては、まずは休日における地域移行を進め、平日における活動についても課題解決を図りながら、徐々に地域へ移行していくものと考えております。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 今の答え、まさしく私が全体で聞いたかったことだと思います。取りあえず私の質問を続けます。

心配なのは、やはり保護者の負担なんだと思います。先ほど指導料、会費というんでしょうか、1万円程度だと。しかし、そこに通える子どもたちはいいですけども、通えないから、例えば野球で言えば、自分はより次のステップに臨むとき、高校野球ですね。高校野球に進むのに、あるいはその先の将来も考えてクラブチームに入るのはいいいんですけども、自分はそんな力がないから学校の野球部で頑張るんだと。学校の野球部がなくなってしまうと、今度、部活がなくなってしまうことになるので、そういったことを心配して、さっきクラブチームでは幾らですかという質問をしたわけであります。

さて、その大きな課題なんですけれども、市ではそういった、今、自分が言ったのは経費が発生する部活に行けない。あるいは行きたいんですけども、経費がかかるからやめようといったときに、そのお金は今までは学校教育の場合にはお金がかからなかったんですけども、地域に移行するとお金がかかるから部活ができなくなっちゃったと、ちょっと心配なんですけれども、その経費に対してはどこから補助があるんでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 保護者の負担に関しまして、クラブチームに所属した場合の一例として、活動が遠方の場合には保護者が自動車で送迎することが多いと聞いております。また、

受入れ団体の会費や保険料、指導料などは原則として受益者負担となります。ただ、国・県の制度概要では、市からの補助も想定されております。まだ決まっていない部分も多くございます。移動手段や指導料などにつきましても、大きな課題と捉えておりますので、引き続き検討をまいります。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。保護者の負担については今お尋ねしました。

国の指針はさておき、旭市で今現在、中学校も統合しようよということ、これからいくんでしょうけれども検討されるはずであります。そうなれば、統合が進んで3校になるということであれば、当面1校の生徒数が増えると思います。生徒数が増えれば教職員、先生方の数も増え、部活の顧問の職員が増えるということ、より多くの部活動の指導が可能となります。これにより、生徒側の問題はおおむね解決されると思われます。

一方、教職員の長時間労働についてですが、これまでも地域の指導者が仕事が休みの日になる土日に学校を訪れて、顧問の代わりに指導を行っている実例があります。このように、子どもたちのためには努力を惜しまないと考えている人たちが市内には大勢います。仕事の休みの日にお手伝いしていただける人を徐々に探しながら、地域、学校、種目別競技の指導者と市が連携して、これらの対策を考えていってはいかがでしょうか。先ほど少しこれに触れて回答いただきましたけれども、総体的にもう一度お願いします。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 地域の方々には、現在も時間の許す中で生徒たちのためにボランティアとして部活動の指導をしてくださっている方もいらっしゃいます。部活動の地域移行につきましても、様々な課題が生じておりまして、多くの方々にご協力をいただきながら、連携して進めていく必要があると考えております。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） まさしくそのとおりと私も同感であります。

これ最後の質問でいいんですけども、自分もスポーツ協会に携わっていたのでよく分かりますけれども、いつも私がスポーツ協会代表で挨拶をする機会に、よくこういう話をさせてもらいました。私が会長をしていて自慢なのは、協会の皆さんが、確かに自分自身が活躍していい結果を残す、これもありがたいんですけども、引退した皆さんが次の世代にしっかりと指導をする、この姿が本当に素晴らしいと、いつも私はそういうふうに考えていまし

た。ということもあるので、協会の中にはすばらしいアスリートが大勢います。そういう人たちと第1回目の連絡会議といいたいでしょうか、それはやったという話ですけれども、掘り起こして、さらに先の考えなんですけれども、そういった人たちとどのように連携をしていくのか、一つ考えを最後にお話してください。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 部活動の地域移行につきましては、この指導者の確保、これが大きな課題となっております。また、地域の受入れ団体の確保のほか、活動する場所や活動の維持、運営に必要な費用、保護者負担など多くの課題が挙げられております。

これらの課題は、旭市スポーツ協会などをはじめ、様々な関係団体や様々な方々の協力なくして解決は難しいものと考えております。様々な会議を通じて、関係団体の皆様方にご協力いただきながら、本市の実情に合った部活動の地域移行となるよう取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

それでは、大きな3点目め、再質問します。

地籍調査後の課税の方法について伺います。

○副議長（林 晴道） 宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、地籍調査後の課税方法についてお答えいたします。

固定資産税の課税地積については、原則として登記簿に記載されている地積で課税することになっております。しかしながら、地籍調査を行った土地については、固定資産評価基準において、地籍調査後の地積が登記簿に登録されている土地で当該市町村における他の土地との評価の均衡上、当該地積によることが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に登録されていた地積によるものとしております。

本市では、地籍調査の完了時期に地域差が生じることから、公平性の観点から、土地の異動がない場合は地籍が増加しても調査前の地積で課税していました。また、地積が減少した場合には、調査後の地積で課税していたところです。

なお、令和元年に干潟地域、鎌数谷町場地先の全ての登記が完了したことに伴い、調査前の地積による課税に据え置いていた土地の評価を、令和3年度から調査後の地積による課税に

改めております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 心配だったのは、課税額が少なくなった人は不満はないんですけれども、当然、突然課税の額が多くなった人が心配しています。

これは言ったほうと聞いたほうの言い違い、聞き違いだと思いますけれども、たしか議会で全部が終わるまでは課税しないと。その全部というのは、つまり今、令和3年で調査したこの地区の部分が決定したので課税をスタートしたと。それを聞いた人が昔、市全体が終わるまで課税されないというふうにとっていたようで、よく分かりました。しっかりと伝えさせていただきますし、大勢の市民にも伝わるよう、これからも努力をされるよう、説明に対して、よろしくお願いします。

ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○副議長（林 晴道） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○副議長（林 晴道） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（2番 伊藤春美 登壇）

○2番（伊藤春美） 議席番号2番、公明党の伊藤春美でございます。

第3回定例会において議長の許可を得て、市政に係る一般質問をさせていただきます。

今回、大きく2項目、7点について質問させていただきます。

1項目め、带状疱疹ワクチンについて。

昨年6月に同じ带状疱疹の質問をさせていただきましたが、それ以降も新型コロナウイルスの陰に多くの方が带状疱疹に悩まされています。幼少期にかかった水痘症ウイルスが体内に潜伏していることから、いつ再活性化し発症するか、人ごとではありません。実際に带状疱疹にかかった方で带状疱疹後、神経痛がひどく仕事を続けられなくなった方、顔に発症し入院になった方、若い方では抗がん剤投与中に発症したことで不安に襲われたなど、市内の多くの方が悩んでいらっしゃる生の声を伺いました。

平成25年に制定された持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の第4条3項には、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとあ

ります。病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、以下の質問をいたします。

- (1) 带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか伺います。
- (2) 带状疱疹ワクチンの周知方法と接種の推進について考えを伺います。
- (3) 他自治体の带状疱疹ワクチン公費助成の内容について伺います。
- (4) 带状疱疹ワクチンの接種費用について、助成の考えはあるか伺います。

2 項目め、誰もが安心して自宅で最期を迎えるために。

日本では、約 8 割の方が病院で亡くなる一方、2017 年度の厚生労働省の調査によると、約 8 割が人生の最期を迎えたい場所として自宅を望むという結果もあります。2025 年には後期高齢者人口が 2,200 万人となり、2040 年には 65 歳以上の高齢者の人口が最大になると言われ、日本はこれから本格的な高齢多死社会を迎えます。在宅みとりが推奨される一方、孤独死、孤立死が社会問題化していく中で、その数は確実に増えています。自分らしく終活活動をして、自分が望む人生の最期を迎えるためにはどうしたらいいのか、その糸口が少しでも見つければと、以下の質問をいたします。

(1) 住み慣れた地域で安心して最後まで暮らし続けるためには、在宅医療・介護を担う人材の確保が必要であると考えますが、本市の現状はどうか。

(2) 独り暮らしの方が自宅で安心して最期を迎えるために準備しておくことは何か。

(3) 自宅で最期を迎えた場合、異状死（検案事例）にならないために、家族や本人が準備しておくことはあるか。

以上の質問となります。

再質問からは質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課のほうから、1 項目めの带状疱疹ワクチンについて、(1) から (4) までを順に回答申し上げます。

初めに、(1) の带状疱疹ワクチンの効果についてどのように考えるかというご質問でございました。

带状疱疹ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチン、2 種類がございます。生ワクチンは 50 歳以上の人を対象として皮下注射を 1 回、不活化ワクチンは 50 歳以上の人及び病気、または治療による免疫不全等で带状疱疹にかかるリスクが高いと考えられる 18 歳から 49 歳の人を対

象として、2 か月間隔をおいて筋肉注射を2回接種いたします。

不活化ワクチンの製薬会社における臨床試験では、50 歳以上で 97.2%、70 歳以上で 89.8% の人に帯状疱疹の発症予防効果がございました。

帯状疱疹後神経痛の発症予防についても、50 歳以上で 100%、70 歳以上で 85.5%の減少率が認められました。また、ワクチン接種後、少なくとも 10 年目までワクチンの有効性が持続することも示されておりますので、帯状疱疹の発症予防や重症化予防の効果が期待できると考えております。

続きまして、（2）帯状疱疹ワクチンの周知方法と接種の推進についてということでございました。

帯状疱疹の周知につきましては、市の 10 月 1 日号の広報あさひにおきまして、帯状疱疹の原因や症状、帯状疱疹ワクチンなどについての掲載を予定してございます。また、市ホームページやSNSを活用して周知を図ってまいります。

続いて、（3）他自治体の帯状疱疹ワクチン公費助成の内容はということでございました。

全国保険医団体連合会・地域医療対策部会の調査では、令和5年8月24日現在、全国の帯状疱疹ワクチン接種費用助成自治体数は1,718市町村中273市町村となっております。県内では習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、長生町の8市町村で、費用助成対象につきましては、50 歳以上の person となっております。

このうち、いすみ市におきましては、今年度から 50 歳以上の person に加え、18 歳以上 50 歳未満の person で、病気または治療により免疫不全である person 等も対象としてございます。

助成対象ワクチンは8市町村中、2市町村は不活化ワクチンのみ、6市町村は生ワクチンと不活化ワクチンの2種類を対象としてございます。

接種費用は生ワクチンは1回8,000円程度、不活化ワクチンは2回で4万円程度かかることとなっております。助成額につきましては、生ワクチンは2,000円から4,000円を上限として1人1回、不活化ワクチンは5,000円から1万円を上限として1人2回まで対象となっております。

続きまして、（4）ワクチンの接種費用についての助成の考えはあるかということでございました。

帯状疱疹ワクチンの接種につきましては、国の厚生科学審議会において、定期予防接種に追加を検討するワクチンの一つとして、期待される効果や導入年齢などの議論が行われてございます。

本市としましては、国の動向や近隣市の状況について情報収集を行うとともに、旭匠瑳医師会の意見を伺いながら、ワクチン接種の助成について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課からは、2の誰もが安心して自宅で最期を迎えるための（１）、（２）についてお答えいたします。

まず、（１）在宅医療・介護を担う人材確保の本市の現状についてお答えいたします。

本市では、高齢者が疾病を抱えても住み慣れた自宅等で療養し、自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護の関係機関と連携した包括的かつ継続的な在宅医療、介護サービスの提供を行っております。

介護サービスにつきましては、主なものとして訪問介護、通所介護などがありますが、介護が必要な状態の方全員が必要な介護サービスを利用できるよう、人員配置など適切な運営が行われております。

しかし今後、高齢化率がさらに高くなり、介護人材不足が深刻化していくことが予測されております。

そこで、本市では介護サービス事業所に就労する人材を確保することを目的として、介護職員の研修費用の助成、大学生と旭市の介護福祉関係の現役職員との意見交換・交流会への支援、また介護人材育成に関する映画の上映会などを開催しております。

次に、（２）独り暮らしの方が自宅で安心して最期を迎えるために準備しておくことについてお答えいたします。

安心して最期を迎えるためには、自分がもしものときにどうしてもらいたいか、日頃から家族や関係者に自分の意思を伝え、話し合い、理解してもらうことが大切だと考えております。例えばエンディングノートなどを作成し、自分の意思を分かるようにしておく方法もあります。当然、主治医や関係機関の理解も必要であり、日頃から連絡を密に取ること、もしものときの心構えや対応方法を事前に話し合い、共通認識を持つておくことが大切です。

続きまして、（３）自宅で最期を迎えた場合、異状死とならないために家族や本人が準備しておくことについてお答えいたします。

現在、社会構造の変化により独り暮らしの高齢者が増加しております。そういった中、まず友人など、普段から社会と何らかの関係を持つことが大切であると考えております。

次に、高齢者の見守りの体制の構築も重要です。本市では見守りネットワーク、配食サービ

スによる見守り、緊急通報装置の設置などの事業を実施しております。実際に新聞が数日たまっている、配食のために自宅に訪問したが鍵が閉まっているという報告を受け、地域包括支援センターや民生委員などによる現場確認、警察への連絡などの対応を行っており、大事に至らなかったケースもございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございます。

それでは、ここから一問一答で質問を続けたいと思います。

（１）带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるかの再質問をさせていただきます。

どのような方が带状疱疹ワクチンを接種するべきかの認識を伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因で起こる病気です。子どもの頃に水ぼうそうにかかり、治った後もウイルスが生涯にわたり体の中に潜伏いたします。体の中で長期間潜伏したウイルスが加齢や過労、ストレスなどで免疫力が低下した際にウイルスが再活性化されて、带状疱疹を発症します。50 歳以上から発症率が高くなり、80 歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

带状疱疹ワクチンは、50 歳以上で、これまでに水ぼうそうや带状疱疹にかかったことがある人に接種が勧められております。なお、免疫機能に異常を来す病気がある人などは、带状疱疹予防に不活化ワクチンの接種が勧められております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 80 歳までに約3人に1人がかかる、また水ぼうそうはほぼ子どもの頃にかかっていることと思います。ワクチン以外の効果的な予防方法として何かあるか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） ただいま申し上げましたとおり、带状疱疹は加齢や過労、ストレスなどで免疫力が低下したという場合にウイルスが再活性化されて発症するということがあります。带状疱疹にならないためには、日頃から食事のバランスに気をつけ、十分な睡眠、適度な運動、ストレスをためないなど体調管理を心がけ、免疫力が低下しないようにす

ることが大切であるということでございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございます。日々の生活習慣、リズムを整えることは一番の健康の基本であると思います。しかし 80 歳までに約 3 人に 1 人がかかる带状疱疹です。未然に防ぐことができる、1 度打つと一生かからない、このワクチン、日頃の体調管理に加え、このワクチンを打つことの両輪が一層の予防効果となると思います。

そこで、次の（2）の質問に入らせていただきます。

周知方法と接種の推進について、2 回目の質問です。

最近では、コマーシャルの影響もあり、带状疱疹という病名の認識は深まっています。しかし、带状疱疹を発症するリスクや症状を自認している人の割合はまだ低いです。带状疱疹の症状や予防法について、多くの方に正しく理解していただけるように、本市としても市民への啓発、疾患啓発活動が必要と考えます。先ほどホームページや SNS、また広報にというご答弁もありました。近隣市の周知方法についても併せて伺いたいと思います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 近隣市の周知状況ということでございます。

ホームページでの周知状況にはなりますけれども、海匠・香取・山武地域の 12 市町のうち、8 市町で、この辺の近隣では、匝瑳市と香取市が带状疱疹や带状疱疹ワクチンについての周知をしております。

旭市におきましても、現在ホームページを作成中でありまして、準備ができ次第、掲載することとしております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ぜひ、掲載のほうをし、疾患の周知を早急にお願いしたいと思います。带状疱疹は痛みであったり、あと赤い発疹が出たりするわけで、最初なかなか带状疱疹と気づかずに虫刺されだったり、痛みとして湿布を貼って悪化させてしまうという事例を何件か見たことがあります。病気の知識を皆さんに広めていただいて、早期の治療につながるように、ぜひよろしく願いいたします。

3 回目の質問です。

市民から带状疱疹に関する問合せは来ているか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 市民からは主に電話でのお問合せになりますが、带状疱疹になったらどうしたらよいかとか、ワクチンは生ワクチン、不活化ワクチンのどちらが効果的かですとか、今後、接種費用を助成する予定はあるかなど年間 10 件程度ございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2 番（伊藤春美） ありがとうございます。私のほうにも接種したいが、値段が高くて打てない、助成はしてもらえるのですかと様々な年齢層の方から問合せがありました。全国における公費助成導入は 2021 年 10 月では 13 市町村でしたが、今年の 1 月には 54 市町村、8 月 24 日時点では、先ほどご答弁ありましたように 273 市町村、そこからまたさらに増えまして、9 月 9 日時点で 282 市町村に拡大されています。

後遺症としての神経痛は長期間、あるいは一生続く場合もあり、その間、当然医療機関を受診することになるわけですので、国保の場合であれば、保険者としての旭市も負担増になることは明らかなです。ほかの保険者においても同様だと思います。そうした観点からも带状疱疹を未然に防ぐ取り組みが重要と認識され、公費助成に踏み切っている市町村が増えてきているのははっきりしています。今後、問合せがまた増えてくるかもしれません。

ここで、（４）带状疱疹ワクチンの接種費用について助成の考えはあるかの 2 回目の質問をさせていただきます。

前回の一般質問では、带状疱疹発症数は把握できないと回答がありました。定期接種の対象疾患ではないことから、発症患者数は行政側では把握されにくいかもしれません。

そこで、宮崎スタディ带状疱疹大規模疫学調査データに基づき、本市の带状疱疹罹患者数と带状疱疹後神経痛の年間推計と医療費を算出してみました。旭市 50 歳以上の人口から带状疱疹罹患者数は年間で 361 名、神経痛は参考数になりますが、50 歳以上で 74 人かかるところで、ワクチン未接種の 50 歳以上が 361 人、この方々が罹患し带状疱疹の治療を受けることになると治療費と薬剤費、合わせて直接医療費は 2,162 万 7,000 円となります。65 歳以上では約 1,507 万 6,000 円になり、年間における 1 人当たりの医療費は 4 万 2,638 円ほどで、带状疱疹後神経痛の後遺症が残った場合の治療費は 12 万 7,079 円となる試算です。

そこで、治療費に係る国保の保険者としての負担とワクチン接種による補助負担の割合の比

率をどう考えるかというところになります。带状疱疹ワクチン接種先進市の名古屋市でも接種率は1%ほどで、いすみ市も同様です。

そこで、本市も1%、また半額程度の助成と試算すると、ワクチンに係る料金は397万4,000円です。先ほど申しました治療にかかる2,162万7,000円を超える医療費は発生しません。疾病予防の観点からも助成に踏み切ったほうが市の負担も少なくなります。带状疱疹の発症率は50歳以上から上昇しますが、ちょうど働き盛りで社会的にも重要な役割を果たしている50歳からを対象にすることは、行政サービスが少ない、これらの年齢層に対して非常に有益な政策となり得ます。

米本市長の総合戦略の中でも、令和5年に取り組む重要施策の四つのプロジェクトの中に、安心形成プロジェクトがあります。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、引き続き必要な医療、介護、予防、住まい、生活支援に切れ目なく提供するとございます。また、医療、福祉、健康づくりの充実を目指す就任のご挨拶をされていらっしゃる。ぜひ带状疱疹に苦しむ市民を減らすために、未然に防ぐことができる带状疱疹ワクチン費の助成を強く要望したいと思います。改めて助成の考えはあるか、市長の見解をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 带状疱疹は80歳までに約3人に1人が発症すると言われており、激痛も続く、とてもつらい病気であると認識しております。带状疱疹を予防するためにはワクチン接種が有効であり、带状疱疹後神経痛も軽減するということで、市民の皆様が生涯健康で健やかな毎日を過ごすための一助になるものと考えております。

また、議員からは50歳以上の人が带状疱疹ワクチンを接種することによる具体的な医療費削減の推計についてお話をお伺いいたしました。

ワクチン接種費用の助成につきましては、国の動向や近隣市の状況を踏まえつつ、前向きに検討してまいります。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員。

○2番（伊藤春美） 市長、ご答弁ありがとうございます。市民の声が一番近い地方から国を動かす必要があります。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、2項目めの再質問に移ります。

2項目めの再質問、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らし続けるためには、在宅医療・

介護を担う人材の確保が必要であるとの考えから、これから人材不足に対しての確保はどうしていくのかお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 今後の、現在もですけれども、市の介護人材確保に関する取り組みということで、詳細について、また再度回答したいと思います。

令和3年度から介護職員初任者研修受講費用助成と、城西国際大学の学生と旭市の介護福祉関係の現役職員との意見交換・交流会を支援しております。また、令和4年度からは介護人材育成に関する映画の上映会を開催し、令和5年度からは介護福祉士実務者研修受講費用に対する助成を開始しております。この各種研修の受講費用助成については、介護資格取得のための負担を軽減し、介護事業所への就業定着を図るものであります。

また、城西国際大学の学生と旭市の介護福祉関係の現役職員との意見交換・交流会については、大学生に旭市と介護事業に興味を持っていただき、将来的な介護人材確保に結びつけるため開催を支援するものであります。

そのほか介護人材育成のため、介護という仕事の魅力を知ってもらうことを目的とした啓発映画上映会と併せて、介護に携わる人たちの声を直接参加者に届けるため、市内介護事業者によるシンポジウムなどを開催しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで午後3時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時 0分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

引き続き、伊藤春美議員の一般質問を行います。

伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） どの仕事においても今は人材不足が課題となっております。AIでは賄えない介護、介護難民になることは不安となります。しかし、本市は人材不足に力を入れてくださることがよく分かりました。また、大学生との意見交換は、なぜかとても明るく思え、

うれしさが出てきます。若い方々がまた介護の世界に力を入れてくださることは楽しみになります。

(2) の再質問をさせていただきます。

在宅において、知らぬ間に亡くなっているケースが増えていく中、エンディングノートを記入し準備しておいても、保管場所を伝えていないと、その方の意思を確認することができません。身寄りのない方の場合、警察から問合せが来ることもあるのではないのでしょうか。本人の希望に沿った尊厳を守る支援として、希望者にはエンディングノートを市で保管することはできないか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 本市では、エンディングノートとして「私の希望ノート」という冊子を発行しております。その内容は、ケアマネジャー連絡会で検討を重ね、その特色としては、市販のものより簡易ではありますが、どう生きるかに特化しているものであります。また、もしものときにどうしてもらいたいのか、誰に連絡を希望するか、ご本人の気持ちが残せるようになっております。

この私の希望ノートについては広報でお知らせするとともに、ケアマネジャーに研修会で終末期について考える機会を設けて活用を周知しております。高齢者福祉課の窓口にも用意しており、希望者にはお渡ししております。

ご質問のこのエンディングノートの登録事業についてでございますが、本市では行っておりませんが、それに代わるものということで、ひとり暮らし高齢者台帳の登録を受け付けております。ひとり暮らし高齢者などの情報把握に努めているところであります。この台帳に緊急連絡先などを記載し関係機関と情報を共有する仕組みとなっておりますので、ご活用いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） その方の尊厳を最後まで守れる、そういう支援を旭市が続けて支援していただけることを望みます。

続きまして、3回目の質問としまして、身寄りのない方が亡くなった場合は、市はどのような対応をされるのか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 身寄りのない方がご自宅で亡くなられた場合、まず警察の対応となり、事件性の有無を判断いたします。ご遺体の引取りを依頼できる方がいなかった場合、市は法に基づいて法定相続人の調査などを行います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。身寄りのない方も大切に最期を、尊厳を持って送り出してあげたいという、そういう思いでいっぱいでございます。

続きまして、（3）の再質問をさせていただきます。

近年は、高齢世帯や親子2人世帯構成が多くなり、亡くなる直前まで人とのつながりがあっても、家族の留守中に自宅で亡くなっていたというケースが増えています。身近でも、よく聞くようになりました。この場合、異状死扱いとなるのですが、将来は5人に1人がそのようになるのではないかとされており、異状死を避けるために準備しておいたほうがよいことは何かということで、2回目の質問とさせていただきます。

できれば自宅で安らかな最期を迎えたい、迎えさせてあげたいと願う人は多いもの。実際には、在宅で亡くなる人の半数ほどがこのように異状死として扱われると在宅医の調査で分かりました。病死、老衰の可能性が高くても死因を特定できない場合は事件性を疑い、異状死扱いとなり、警察が検死に入ることが少なくありません。非常に悲しい流れとなります。かつて、理想な最期の生き方と言われたピンピンコロリも考えてしまいます。検案は特殊なことから、どこの県、自治体も引受け手が不足となっております。

そんな中、本市では、地域の医師が重要な任務を担ってくださっていることに敬意を表します。しかし、在宅で亡くなり異状死扱いになりますと、死体検案書は保険診療外となり、輸送代、その他を含めると全額自己負担となるため高額になります。突然の警察介入による家族心情や経済的負担が大きいと多く声が寄せられるようになりました。身近において異状死が増えてきているということです。

そこで、窓口に死体検案書が提出された場合は、本市の葬祭費一部助成に加えて、さらなる助成金の支援はできないか伺います。

○副議長（林 晴道） 伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 自宅で医師の関わりがなく、誰にも知られず亡くなられたとき

には死体検案を行うことになります。その場合に、その費用については親族の方にご負担いただくことになります。

ご質問の死体検案の費用に関する助成については、現在のところ予定はございません。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございます。これらのことは経験者じゃないと分からない心情です。これからますます増えていくと思われるこの大きな課題、少しでも寄り添った支援に結びつくよう、引き続き行政に相談させていただきたいと思います。

これからも様々な市民の声から、市政に届けるべき課題を取り上げ続けてまいりたいと思います。ご対応のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、私からの一般質問は終わりです。ありがとうございます。

○副議長（林 晴道） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○副議長（林 晴道） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 議席番号5番、伊場哲也でございます。

令和5年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問をいたします。

初めに向後教育長、就任、誠におめでとうございます。本定例会の開会に先立ちまして、教育長からの身の引き締まる思いであるとのことご挨拶をいただいております。教育長としての重責が双肩にかかっており、激務であることは承知いたしております。関係者一同、可能な範囲で最大限バックアップさせていただきたいと思いますので、旭市の教育発展に尽力してくださるようご期待申し上げます。

それでは、一般質問通告書に従いまして、項目1、教育長の所信及び見解について質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、旭市の教育のさらなる充実に向け、教育長として旭市の教育をどのように導いていきたいとお考えか、教育長の所信をお伺いいたします。

2点目、教育長就任1か月弱ではございますが、教育長ご自身、旭市の教育課題は何で、その課題に具体的にどう対応していこうと考えているのか、教育長のご見解をお伺いいたしま

す。

項目 2、医療の充実に向けてでございます。第 2 期総合戦略の将来都市像、キーワード「三郷の実現から発展へ」、医療・福祉の郷の医療の充実に向けて質問いたします。

市内の小児科の専門医院といえば、旭中央病院と専門医のタナカクリニックです。旭市の小児科の病院、クリニックとネットで探せば 12 件ヒットしますが、既に小児科を閉じた診療所もあります。

1 点目、市としては小児科医院不足をどのように補おうとしているのか、お伺いいたします。

2 点目、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の一つ、救急外来の患者対応、一つ、人間ドックの予約方法、この 2 点の業務改善を市として働きかけできないものか、お伺いいたします。

続きまして、項目 3、高齢者福祉の充実についてでございます。

少子高齢化の波は、国内のどこの自治体でも同じです。旭市の人口は 8 月 1 日現在 6 万 3,011 人、15 歳未満は 7,000 人弱、生産年齢人口 15 歳から 65 歳未満は 3 万 6,000 人、そして、65 歳以上の人口は 2 万人超えの 2 万 232 人だそうです。高齢化率は 32%前後というふうに算出されております。うち介護認定者は 3,005 人、居宅サービスやデイ・サービス、訪問介護を利用している人は 2,380 人、特別養護老人ホーム等施設サービス利用者は 582 人という数をいただいております。

高齢者福祉のさらなる充実に向けて質問いたします。

1 点目、介護施設の利用者への支援は十分足りているのか、見解をお願いいたします。

2 点目、要介護状態となっても住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムは、システムそのものが有機的に機能し、構築されているのか、お尋ねいたします。

項目の 4 でございますが、市営住宅の今後の運営計画について質問をさせていただきます。

旭市の 12 住宅団地 453 戸の市営住宅は、住宅の整備及び管理に関する方針については、旭市公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づいて、四つのタイプに選別して方針が定められているということは、一読し承知いたしております。

このタイプの中で、特に用途廃止する予定のタイプ D に分類されている市営住宅の課題は、何と云っても二つあるのではないかと私自身、分析をしております。一つ、耐用年数を大幅に超過しているということ、一つ、老朽化が大変激しいということ、この 2 点に尽きると考えます。ですから、タイプ D の市営住宅は住宅セーフティーネットとしての役割をほぼ終え

ているのではないかと思います。現在、住んでいらっしゃる方々のお気持ちやお考えを最大限尊重した上で、全戸用途廃止を令和 18 年度まで待つべきなのかどうか、今後の運営計画を再検討する必要があるのではないかと思います。

そこで、1 点目、今年度の旭市一般会計予算で計上していた鎌数の神西住宅跡地でございますが、いつどこに幾らで売却されたのか、お尋ねいたします。

2 点目、個別施設計画で用途廃止、解体が計画されている住宅については、積極的に政策空き家にすべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、項目 5、農水産業の振興についてお伺いいたします。

1 点目、農畜産物の地域ブランドの創出や高付加価値化をどのように市として促進しているか、現状をお伺いいたします。

2 点目は、担い手の高齢化や後継者不足に対して、具体的にどのように支援しているか伺います。

最後、6 点目でございますが、より信頼される市政運営に向けてについては 9 点ございます。時間の関係で質問要旨だけ読ませていただきます。

(1) 市政の広報活動につきましては、高齢者、特にホームページにアクセスできない独り世帯の方々に対しては、より丁寧に寄り添って、親切に情報を得ていただけるような市政をアピールすべきと考えますが、秘書広報課の見解をお伺いいたします。

(2) 防犯灯の設置など住民の要望に対して、よりスピーディーに対応すべきかと思います。よりよい方策をお聞かせください。

(3) 地域公共交通計画を策定したばかりですが、公共交通の路線変更はどうすれば可能となるのか。企画政策課長、教えていただきたいと思います。

(4) より住みやすく、さらに便利で利便性の高い旭市につなげていく上で、JR、高速バス、警察との連携をどのように現在行っているのか、お尋ねいたします。

(5) 県立中央図書館の建設に伴う旭市立図書館の今後の計画について、生涯学習課長の答弁を求めます。

(6) 議会 ICT 化に向け、執行部や議員についでタブレット端末が配付されました。聞くとところによりますと、3 年間で機材だけで 1,700 万円を投じてくださったということでございます。効果的な運用に向けて、今後の方針や計画につきまして総務課長、答弁をお願いいたします。

(7) 上下水道事業につきましては、議案質疑等でも答弁をお聞きしておりますが、8 月の

市内の漏水等を考えたときは、水道事業の会計悪化のおそれがないか心配になります。見解を伺います。

(8) 先週金曜日、千葉県各市における台風被害があったばかりです。昨今の異常気象や台風の接近に伴う暴風雨に対する災害対策、特に人的被害対策やブルーシート、土のうなどの物的被害対策は十分なのか、見解をお伺いいたします。

最後の9点目でございますが、電気、ガス、ガソリン等の物価高騰が激しいですが、国や県からの補助金に頼らない、市として具体的な独自対策を考えているのかお伺いし、第1回目の質問を終わります。

なお、質問項目が多岐にわたっておりますが、基本はガバメント・オブ・ザ・ピープル・イン旭でございます。時間の関係もありますので、11 課長には要旨を押さえた簡潔明瞭なご答弁をお願い申し上げ、再質問席に移動させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

向後依明教育長。

○教育長（向後依明） 私からは、1 番の教育長の所信及び見解について、(1)、(2) の順で回答させていただきます。

(1) 旭市の教育のさらなる充実に向けて、市の教育をどのように導いていきたいかとのご質問にお答えさせていただきます。

現在、本市では第2期旭市の教育に関する大綱を教育の柱として、「～旭に学び、育ち、旭を誇りに思うひとづくり～」を基本理念に掲げ、学校教育、生涯学習、文化・スポーツ等の振興に取り組んでおります。

さらなる充実に向けて、教育こそが、まちづくりの原点であるとの認識の下、学校教育はもとより、地域社会全体で本市の未来を開いていく人材を育成することが重要であると考えております。

実現に向けて地域住民の皆様はもとより、文化・スポーツ団体、関係機関の皆様と様々な専門的知識、能力を持った方々にご協力をいただけるよう努めるとともに、そのための体制づくりやコーディネーターの発掘から、まずは取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2) 現時点での旭市の教育における課題は何で、具体的にどう対応しているのかとのご質問にお答えさせていただきます。

学校教育におきましては、学校再編、部活動の地域移行、地域とともにある学校づくりなど大きな課題に直面しておりますが、地域住民や関係者と十分に協議を繰り返しながら、一つ

一つ丁寧に進めてまいりたいと考えております。

I C T教育の推進につきましては、学校現場でのタブレット活用方法等について、引き続きI C T教育アドバイザーや指導主事の指導、助言により、教員の授業力向上が図れますよう、努めてまいりたいと考えております。

生涯学習、文化・スポーツ等の振興につきましては、コロナ禍により各種事業が中止、または縮小となっておりますが、単に再開するのではなく、今後はウイズコロナの時代に合った対策を講じた上で、より効果的事業になるよう関係者と十分に協議、調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは2項目め、医療の充実についてのうち、（1）市内の小児科医療不足をどのように補おうとしているかについてご回答申し上げます。

令和3年度、市内に3か所ありました小児科医院のうち2か所が閉院し、現在、小児科は旭中央病院を除くと1か所となっております。

乳幼児が受診する場合は、小児科医院のほか、市内の内科医院等でも受診することができますので、市ではこれらの医療機関の一覧を妊娠届け出や転入の際にお配りしている「子育てガイド」で周知をしております。

また、夜間の受診は旭中央病院の救急外来のみであるため、夜中にお子さんを受診に連れていくかどうか迷ったときには、小児科医や看護師に無料で相談できることも救急電話相談の利用を勧めております。こちらにつきましても子育てガイドへの掲載のほか、市の保健師、助産師が家庭を訪問する赤ちゃん全戸訪問においてお知らせをしております。

旭中央病院が最終的な受診場所であるため、受診ができないということはございませんが、近隣の市・町にも小児科は少なく、待ち時間が長くなることから、お子さんや保護者の負担が大きく、改善が必要である状況であることは理解してございます。

今後、医師会や旭中央病院等のご意見を伺いながら、これからの地域での小児科医療についての検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、企画政策課からは、2の（2）、それと6の（3）、

(4)、(9)について回答いたします。

まず、2の(2)医療の充実に向けてのうちの旭中央病院救急外来と人間ドック、これの状況改善についてということでありました。お答えします。

まず、旭中央病院の救急患者の受入れ状況になりますが、令和4年度救急患者数は4万4,365人、令和3年度と比べまして6,000人ほど多くなっています。また、令和4年度になりますが、救急車の搬送件数ですが8,700件、これは県内で一番多い状況です。ちなみに、2番目の医療機関より1,600件ほど多い状況になっております。

このように中央病院ですけれども、県内はもとより全国的にも救急患者を多く入れている病院となっております。その要因となりますが、救急医療ですが、症状、緊急性に応じて、初期救急の1次救急から救命救急センター機能の3次救急までの3段階に区分されております。

本市では、在宅当番医制や夜間輪番制による救急医療等が整備されていないため、旭中央病院が1次から3次まで全ての救急医療に対応しており、その結果、一極集中しているのが現状であります。この状況を中央病院だけで解消するのは難しいと考えております。

こうした中、救急外来では患者に対してトリアージを行い、緊急性の高い患者を優先して診療しているため、症状によってはお待たせするケースもあるかと思いますが、待ち時間の短縮に努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

次に、人間ドックになります。旭中央病院の人間ドックの予約は受診希望日の5か月前の月初めから電話、窓口で受付を開始しておりますが、予約の混雑が毎月1日、2日の短い期間に限られていること、また希望者は高齢者が多いことから、インターネット等の予約は今考えておりませんで、引き続き電話、窓口による対応を考えております。

続きまして、6の(3)地域公共交通計画を策定したばかりですけれども、変更は可能なのかという質問でございました。

公共交通の路線変更ということで、コミュニティバスの例で回答いたします。

まず、ルート変更につきましては、市民アンケート等により要望が多い場合に検討することになります。その際は、その路線の利用実績、利用者への影響度、さらには自動車運転者の労働時間帯の改善のための基準が改正され、来年4月から適用となることから、運転手の労働時間が長くないよう、慎重に考える必要がございます。

その上で、運行事業者の千葉交通と調整し、地域公共交通会議において協議を行った後、最終的に運輸局の承認により路線の変更が認められます。

運行時刻やルートにつきましては、市民の意見や利用状況を基に検討を重ねながら、これま

でも何度か見直しを行ってきましたが、今後も利用者が使いやすい公共交通を目指してまいります。

なお、公共施設やかかりつけ医など、ピンポイントで行きたい場合は、乗り合い型のタクシーであるデマンド交通、きらりんタクシーの利用を推奨しておりますので、ご検討いただければと思います。

続きまして、6の（4）より住みやすく、さらに利便性の高い旭市につなげていく上で、J R、高速バスの連携のうち、企画政策課はJ Rとバス会社の連携について回答いたします。

市では、道路運送法と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、旭市地域公共交通会議を設置しており、J Rやバスの運行事業者であります千葉交通は、この組織の委員となっております。

この会議では、需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保と利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、年に数回開催しているところです。

なお、市民の意見の反映についてですが、J Rに対しましては、通勤通学時間帯の増便などの要望を継続して行っております。

また、高速バス東京銚子線につきましては、昨年9月から横芝光・旭ルートが運行開始されたところですが、利用に関する要望があった場合は、市からも運行事業者である千葉交通へ情報提供しております。

最後に、（9）電気・ガス・ガソリン等の物価高騰が著しいが、市として具体的な対策を、これは補助に頼らないでということでございました。

今は物価高でありまして、生活者、事業者への経済対策につながる支援をするためには、やはり予算規模的に市単独費では難しいのかなと考えておりますので、交付金等、国からの動向を注視していきたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（林 晴道） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課からは、3の（1）、（2）についてお答えいたします。

まず、（1）の介護施設の利用者への支援は十分に足りているかについてお答えいたします。

市内の介護施設については、生活全般の介護が必要な方が入所する特別養護老人ホームが8か所、看護やリハビリテーションを行い、在宅復帰を目指す方が入所する老人保健施設が2

か所、認知症の方が入所するグループホームが6か所、計16か所あります。

介護施設の利用料への支援については、介護サービスにかかった費用の1割負担のほかに食費・居住費、日常生活費の負担も必要になりますが、食費・居住費については低所得の方への負担を軽減する補足給付があります。

また、1か月の利用者負担の合計額が高額になった場合は、所得に応じ上限額を超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。

このように、介護が必要になっても高齢者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、社会的に支援することを基本とし、財政的にも支えるために介護保険制度がございます。

続きまして、(2)の地域包括ケアシステムは有機的に機能し、構築されているかについてお答えいたします。

地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に供給される仕組みのことで、市直営の基幹型地域包括支援センターと、市内の三つの委託型地域包括支援センターとが中心となり、医療機関、介護施設、介護支援専門員、民生委員や地域のボランティア団体などと連携して、地域包括ケアシステムの構築を進めております。

現在行っている主な取り組みとしましては、関係機関との各種連絡会や地域の生活支援として、通いの場の立ち上げと運営支援、地域の身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターによる各種相談や災害時等の安否確認などの対応、認知症関連としまして、医師と連携し、認知症の人や家族を早期に支援するなどの各種事業に取り組んでおります。

この地域包括ケアシステムにより、地域の高齢者に充実した支援が行えるよう、各種関係団体や地域住民と有機的に連携しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは、大きな4項目めの（1）神西住宅跡地は、いつどこに幾らで売却されたのかのご質問にお答えいたします。

神西住宅跡地の売却につきましては、現在、事務を進めているところでございまして、今年度末までに売却を予定しているところでございます。現在は、不動産鑑定や物件調査を行っている段階でございます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課からは、4の（2）積極的に政策空き家とすべきではないかという質問にご回答いたします。

議員の質問にございましたDタイプの住宅ですが、市営住宅の中だと西野住宅、みどり住宅、池の端住宅、双葉団地、四つございます。これらの政策空き家としている住宅からの転居につきましては、現在でも随時相談を受け対応はしておりますが、やはり住み慣れているということもありまして、ほとんど相談はございません。

用途廃止、解体するとなると、建物から全員の転居が当然必要となります。転居というのは、やはり住み慣れた土地を離れるということもございますので、生活環境の変化、そういったものがあることから、入居者の負担にやはりなるという考えもございます、尚早な取り組みは避けなければならないのかなと市では考えてございます。

確かに老朽化が著しい建物もございますし、個別施設計画、そちらでは解体、用途廃止は令和18年度としておりますが、入居者の意向がございますので、積極的に廃止しなければならないとは考えてはございません。

以上です。

○副議長（林 晴道） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、大きな項目、5番目になります。農水産業の振興について2点ご質問がありました。

まず初めに、農水産物の地域ブランドの創出の促進というところでご回答いたします。

市では、こだわり旭ブランド創出事業として、地域のイメージを生かした商品開発やPR活動などの取り組みを支援しています。農水産業の振興を図る上で、農水産物の有利販売や販路拡大、新たな旭の顔となる市内農水産物ブランドの創出などを促進することで、生産者や加工者の収益増加につなげています。

補助対象者は、市内の農水産業者3戸以上の団体、または市内で農水産業を営む法人等で、補助率は補助対象経費の2分の1以内で限度額は50万円、最高3年間の補助期間となっております。

続きまして、（2）になります。担い手の高齢化、後継者不足に対して、どのように支援しているのかという部分に対してお答えいたします。

市では担い手の高齢化や後継者不足に対応するため、新規就農者の支援に力を入れています。

具体的には農業委員会や県、JAなどと連携し、個々の状況などを踏まえた総合的な技術指導、農地の利用調整などの支援、指導を一元的に行うワンストップ支援窓口を運営し、新規

就農の相談に対応しています。

各種補助制度といたしましては、新たに農業に本格的に取り組んでいただける方を対象に、新規就農総合支援事業として、一つ目に、就農して間もない、おおむね 50 歳未満の青年農業者に対し、定着を図ることを目的に年間最大 150 万円を最長 3 年目まで支援する経営開始資金や、それから就農後の経営発展のため、機械や施設の導入資金について補助率 4 分の 3 以内、上限が 750 万円を支援する経営発展支援事業、三つ目に、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者の家賃について、月 5 万円を最長 3 年間補助する転入者農業チャレンジ支援金、四つ目として、50 歳未満の農業後継者の親元就農に対し、年間 20 万円を最長 5 年間支給する親元就農チャレンジ支援金などのメニューを用意し支援しています。

以上です。

○副議長（林 晴道） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 6、より信頼される市政運営に向けての（1）より積極的に広報活動を行い、市政をアピールすべきと考えるが見解を伺うとの質問に、秘書広報課よりご回答申し上げます。

市では、市政情報を市民に分かりやすく提供するため、広報紙やホームページ、SNSなどで様々な媒体を活用して情報発信をしております。

近年、スマートフォンやパソコンで情報取得をする若い世代を中心に、そういったものが一般的になっておりますが、一方で、高齢者などはインターネットを利用できない人も多く、毎月 2 回発行しております広報紙が、市の取り組みなどを知るための主要な情報源となっていると思われます。

現在、広報紙の配布については、新聞折り込みのほか、市内の公共施設などに設置しておりますが、それらの方法で入手することができない場合に、希望する方に直接郵送しているところがございます。

独り暮らしの高齢者や高齢者世帯などに対しては、地域包括支援センターや民生委員を通じて、自宅訪問の際などに広報紙の入手状況を含め、行政サービスや各種イベントに関する情報、高齢者の日常生活に影響のある情報など、その人にとって必要かつ有益な情報が届いているかを確認し、それらの情報が確実に届くように取り組んでおります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、大きな項目 6 番、より信頼される市政運営に向けてのうち、

3項目ほどお答えさせていただきます。

まず、6の(2)防犯灯の設置など住民からの要望に対して、よりスピーディーに対応するための方策を伺うということですが、先般、防犯灯が設置されたんですけども、なかなか通電までに日数がかかってしまったという例がございました。これについてでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○総務課長(小倉直志) これにつきましては設置業者、東京電力との連携、連絡を密にしまして、早期に通電となるよう、また最低でも通電の時期を事前にお知らせできるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、(6)になります。議会ICT化に向け、執行部や議員にタブレット端末が配付されたが、効果的な運用に向けての今後の方針や計画を伺うというものでございます。

タブレット端末につきましては、この8月に配付され、今定例会から紙との併用という形で利用を開始したものです。

タブレット端末は、自治体事務のデジタル化推進の一つとして、議会と執行部共通の会議システムにより、スムーズな会議運営とペーパーレス化の実現に向けて導入したものです。

今後の計画ですけれども、令和6年第2回定例会からタブレット端末による本格運用を予定しております。本年度中3回の定例会においては、利用者の意見・要望等を聞きながら、タブレット運用での課題点を洗い出し、より効率的な運用形態となるよう、定例会のたびに改善を図っていきたいと考えております。

次に、(8)になります。気象状況や台風の接近に伴う暴風雨の災害対策は十分なのか、見解を伺うというものです。

台風などの風水害は、地震などと違ってあらかじめ備えることが可能な災害となります。そのため、市では発表される気象情報に合わせ、冠水が心配される場所を事前にパトロールしたり、避難所の開設準備をしたりする体制を整えてあるほか、様々な手段により、市民の皆さんへの早期の情報提供を行っています。

これとはほかに自助の部分として、おのこの住宅事情に合わせた対策も重要ですので、屋外にあるものの飛散防止ですとか、窓ガラスの破損対策等、こちらは自助の部分として行っていただきたいと考えております。

それと、ブルーシートと土のうのお話がございました。いざというときに市民に配布するためのブルーシートの備蓄をしております。それと、土のうに関しましては備蓄もあるんです

けれども、おのおのの市民の方々が自分の家のところに使いたいという場合には、車で来ていただければ、お渡しすることができる状況にはなっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 6、より信頼される市政運営に向けての（4）の警察との連携についてお答えいたします。

中央小学校周辺のゾーン 30 のスピードの取締りに向けて警察と連携できないかというようなご質問で、回答なんですけれども、中央小学校周辺では最高速度 30 キロメートルに速度規制をするゾーン 30 を今年の 3 月に開始いたしました。ゾーン 30 の規制後もスピードを出している車が多く見受けられます。警察に対して取締りの強化の要請をしまいたいと考えております。

以上になります。

○副議長（林 晴道） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、大きな項目の 6、（5）県立図書館の建設に伴う旭市図書館の今後の計画についてご答弁申し上げます。

千葉県立図書館基本構想においては、県立図書館 3 館を 1 館に集約するとしています。東部図書館については、千葉県との協議の結果、県から旭市に移譲することや、移譲までの間、東部図書館の一部を旭市図書館として使用することの覚書を令和 3 年 1 月に締結しております。

令和 5 年 6 月に策定された新千葉県立図書館・県文書館複合施設の建築工事基本設計の概要では、令和 6 年度に実施設計を行い、令和 7 年度から建設工事等に着手し、令和 11 年度に開館予定となっております。

今後は、移譲の具体的な時期や施設の改修等について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、6、より信頼される市政に向けての（7）上下水道事業について、事業会計悪化のおそれがないかについて回答させていただきます。

旭市の水道事業は、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、水道管路の更新、耐震化を実施しています。

水道管路の更新費用については、企業債の借入れや国庫補助金を有効に活用し、事業活動を

通じて内部に留保される資金を充当し、更新を実施するものでございます。

今後、人口減少による料金収入の減少が見込まれますが、旭市水道事業ビジョンでの人口減少の推移を踏まえた試算においては、令和 11 年度までの計画期間内に赤字が生じることのない経営が可能としております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 一般質問は途中ですが、ここで午後 4 時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 5 0 分

再開 午後 4 時 0 分

○副議長（林 晴道） 再開いたします。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○5 番（伊場哲也） 1 番の（1）再質問をさせていただく前に、先ほど発言に間違いがあったので訂正させていただきます。タナカクリニックと言った覚えは全然ないのですけれども、本人は。間違えておりました。中田先生のところの中田クリニックでございますので、おわびを申し上げ、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

教育長、先ほどの答弁ありがとうございました。

再質問でございますけれども、1 番の（1）どのように導いていきたいのかの中で、コーディネーターを発掘というお言葉がございました。我々キャリアを積んだ人間でも、やはり毎日アップデートするということがとても大事だというふうに私自身考えております。

そこで、再質問いたします。

教育長自身、ほかの先進自治体や、あるいは先進校を行政視察するお考えは今現在おありでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 他の自治体や先進校への行政視察をする予定はあるかとのことご質問でございます。

現時点では行政視察の予定はございませんが、今後、教育行政を進めるに当たりまして、具体的な必要が生じた場合など、その状況に応じて他の自治体や先進校などへの行政視察につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 国内の教育委員会を見ますと、断トツに埼玉県戸田市の教育委員会が大変優れているというふうに思いますので、アクセス取られたらいいんじゃないかというふうに思います。

再々質問をさせていただきます。

I C Tコーディネーターの確保、あるいはスクールサポートスタッフの確保、いい教育を施すとすれば、当然お金がかかるわけですが、教育予算の充実に向けた、確保に向けた教育長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 教育予算の確保に向けて、いかがお考えかというご質問にお答えいたします。

本市の教育予算でございますが、近隣市町と比較いたしましても現在、大変充実しているものと認識しております。市の予算編成に関しましては市長の権限でございますので、教育委員会といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく総合教育会議等において、予算を伴う教育条件の整備など重点的に講ずるべき施策について、市長と協議、調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ぜひ教育長、総合教育会議で市長にどっさりと教育予算を割いていただくようお願いしたらよろしいかと思います。パワーアッププロジェクトも待っておりますので。

1番の（2）について再質問させていただきます。

学校再編の話は教育長より出ました。さて、教育長の母校であります飯岡中学校、海上中学校と合併ということになりますけれども、先生の母校がなくなってしまうかもしれません。そのことについて教育長自身どのようにお考えか、お聞かせ願えますか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 学校再編につきましてご質問でございます。

母校についてということもございましたが、今回の再編基本計画におきまして少子化が進む中で、子どもたちの充実した教育環境をある程度確保する、そういった視点では、ある意味やむを得ないことなのかなという認識はございます。全て子どもたちのために、子どものために、我々大人が地域の人間として何をしてあげるか、そこを基本に今後、慎重に考えてまいりたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 飯岡中学校の住民の私の知っている教育関係者、伊場さん、頑張ってくれよなど。飯岡中、自分の母校を失うわけにいかないんだという声を私は相当数聞いております。これからが勝負どころかと思いますので、教育長自身、大変かと思いますが、力量を発揮していただきたくお願いを申し上げます。

再々質問をさせてください。飯岡中にこだわるわけではないですけれども、バイパスから壁面を見ますと、文武両道と大きく書かれております。この文武両道についての教育長のご見解、お聞かせ願えますか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 文武両道でございますが、一般的に勉学とスポーツの両方のレベルが高い人に用いられる四字熟語でございます。学校におきましては、特に中学校や高校で校訓として取り扱っているケースもございますが、文は勉強、武につきましてはスポーツに限らず、運動部と文化部を合わせた部活動として置き換えている例もございます。

学校教育の役割は、子どもたちに知・徳・体バランスの取れた生きる力を育むことであり、文部科学省では、知を確かな学力、徳を豊かな人間性、体を健康・体力として、各学校がその定着を目指して努力しているところでございます。

文武両道をモットーに、授業を通して確かな学力を身につけること、部活動や体育的行事、文化的行事を通して豊かな人間性を育むこと、健康・体力を高めることが十分可能であると考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 教育長、ありがとうございました。私も教育推進員の一人として、ともに関わっていききたいというふうに思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2、医療の充実に向けてということで再質問をさせていただきます。

先ほど間違えてしまいました中田先生でございますけれども、やはりどう考えても市内には専門医が少ないというふうに、特に私の知り合いからも、子育て世代から言われております。早めに何とか手を打たないとというふうな危惧をしての心配です。

そこで、どのようにお考えかということです。中田先生や旭匠瑳医師会にどのように誘致したらいいのかというご相談をなさったらいいのではないかなと考えますけれども、その点についてご見解をお聞かせください。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 議員おっしゃるとおり、小児科不足を解消していくためには、医師会、旭中央病院と併せまして、現在開業されています小児科医などとも相談する必要があると思っております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再々質問をさせていただきます。

行政が専門医の誘致に関して、小児科を誘致することについては法的には問題ないと思います。その点、お教えいただけますか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 小児科を誘致することに関しまして、法的には問題ございません。他市町では誘致に取り組まれているところもございますが、誘致するに当たっては様々な課題がございます。実際に取り組むを行うまでには、これまで旭市の医療を支えてくださいます医療機関、医師会、中央病院とも十分な協議や調整が不可欠であると思っております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 昨日、サンモールの空洞化というお話もございました。現在、サンモール

内に眼科並びに皮膚科、本当は少ないほうがいいとは思いますが、結構患者さんで
ごったがえしているんですね。そういったサンモールに先ほど言いました小児科医を誘致す
るですとか、あるいは、早め早めのいずれにしても対応を市としてもしていくんだというこ
とについては、健康づくり課長、いかがでしょうか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 誘致に関してだけではございませんけれども、小児科の医療医
院の不足につきましては、旭市だけではなくて近隣市町全体の問題であると。また、少子化
対策を進める中でも重要な課題の一つとして捉えております。市民が安心して子育てができ
るよう課題を先送りすることなく、将来の旭市を見据えながら、よりよい方法を研究してま
いりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。早め早めの対応ということでお願いできればと
思います。

続きまして、2番、医療の充実に向けての（2）中央病院の救急外来並びに人間ドックの予
約状況改善です。中央病院調整室長たる企画政策課長は、中央病院のどこに業務改善をする
場合はご相談されるんですか、お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、旭中央病院の調整室の所掌事務につきましては、こちらは
地方独立行政法人、総合病院、ここ旭中央病院調整室設置規程にて規定されております。中
身としましては、病院の評価委員会に関すること、病院事業債管理特別会計に関すること、
その他連絡調整に関することとなっております。これらについて連絡調整を行う場合ですけ
れども、まず、今、策定しております中期目標、中期計画等に関するものにつきましては、
総務人事課であったり、経営企画室になります。また、病院事業債に関するものについては
経理課、それと外部からの相談であったり、要望、苦情等につきましては広報患者相談課と
なります。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再々質問をさせていただきます。

せんだって頂いた中央病院の事業経営状況についてのこの組織図を見ても、調整室と中央病院との関係図、このラインが全然ないんですね。なもので、いわゆる市と中央病院がどういったつながりになっているのかなということが分からなかったもので、今お尋ねしたんですけれども、今、課長が言われましたように、例えば一般の我々が中央病院にこうしてほしいんだと改善要望を伝える場合は患者相談課、かつて相談させていただいたこともあるんですけれども、なかなか改善しなかったという事実が過去にあったので、改めて市のほうから、せっかく調整室長いらっしゃるわけですので要望です。確かに基幹病院ですし、中央病院、中核病院というのはよくよく分かるんです。しかしながら、実際に広い目で今助けてよという、そういう意味で救急外来にかかっても、今、患者さんが7名いますので、もう1時間半お待ちくださいと。1時間半待ってまだですかと。まだ患者さん5名おりますので、もうしばらくお待ちください的な、何のための救急外来と思うことが過去に多々あったもので、お伝えさせていただいたということでございます。

人間ドックにつきまして4回目の質問になりましょうか、3回目でもよろしいですか。

人間ドックにつきましても業務改善、これは私自身もそういう経験をしましたし、ほかにこういう方もいるんです。確かに5か月前。ですから、例えば今月9月1日に私、電話しました。人間ドックを予約したいんですけれども、1日通じないんです。過去6月1日もそうです。すみません、10月の期間、議会もないもので予約を取りたいんですけれども。11月でした、5か月前ですから。1日じゅう通じないんですよ。翌お昼になってようやく通じて、もう既に11月は埋まっちゃいました。日帰りドックは1日8名しか受け付けていないんですね、中央病院。ああ、そうですか、じゃどうしようということで、結局取れていない状況なんです。これ改善してほしいなど。

先ほどインターネットシステム導入についてお話しさせていただいたんですけれども、患者相談室の回答は、やはり人間ドックにかかる人間が、もうほとんど70歳以上だからって、これちょっと70歳以上、人生のキャリアを積んだ方々に対して冒瀆の言葉でした。インターネットシステムを導入しても使えない人がというのは、いやいや、そうではないだろうと。幾ら電話しても通じない。何とか改善してよと、天下の旭中央病院。これすら改善できないで、どうするのと。理事長、それから病院長、吉田ドクターのお言葉、地域住民の健康寿命延伸に貢献すると、地域連携のさらなる強化ということを強く訴えているんです。医療機関はもちろん行政、施設、住民全てに面に対応し、密なるネットワークを構築する。あわせてI C

Tを活用した医療進化と。これ吉田理事長、ドクターの言葉です。

一方、野村ドクターは、やはり救急医療の充実ということで、先ほどおっしゃいました3次救急医療機関として24時間365日、重症の救急患者の受入れ、ですから救急外来でかかるときは、もしかしたら救急車に乗って行っちゃったほうが、重篤患者というふうにチェックを受けて早くやってくれよということで、そのほうがいいのかもかもしれません。

しかしながら、例えば野球の金属バットを振って、最後振り抜いたときに、ぽこんと眉間に当たっちゃったと。しかしながら、近所のほうで実際にいたんです、小学校1年生が。4歳のちょろちょろした子にぽこんと、みるみる腫れちゃったんですね。すぐ氷で冷やしました。しかしながら、脳波に影響があつてはいけないということで、近所のおばあちゃんが連れていったら、こういう状況だったというようなことで、今お話しさせていただいているんですけれども、何のための救急外来なんだと。病院の事情とかスタッフ不足とか、いろいろあろうかとは思いますが、やはり救急事態で連れていく、その心情をご理解いただけないかということをお伝え申し上げたいんです。

そして、野村ドクターは2019年に導入したドクターカーが順調に稼働して、迅速な救急医療の提供ができているとおっしゃっているんです。さらに、医療の質の維持向上を図りたいと。お願いしますよ、理事長、病院長という感じなんです、私ね。ですので、声を大にしてお伝えさせていただきました。

先にいきます。3番、高齢者福祉の充実について再質問させていただきます。

給付金を受けるのと受けないのでは、金銭的にどれぐらいの差があるのか、教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 定額給付の補足給付、また高額介護給付の具体的な金額ということであります。

事例で回答したいと思います。まず補足給付のほうですが、これは特別養護老人ホームと老人保健施設に入所した場合の食費・居住費の利用者負担になります。それは利用される方の所得状況によって上限額が決められております。例えば住民税が課税されている方で多床室、大部屋を利用した場合、食費が1日1,580円、居住費は1日855円、1か月、これ30日で見込みますと7万3,050円となります。

一方で、住民税が非課税で年金収入80万円以下の方では、食費が1日390円、居住費が1

日 370 円、1 か月 30 日で 2 万 2,800 円となりまして、その差額の 5 万 250 円が低所得の方が減額されるというような計算になります。

次に、高額介護サービス費です。同じ月に利用したサービスの利用負担が、その上限額を超えたときは超えた分が払い戻されるというものですが、介護サービスの利用者負担額は月額上限額が決められており、これも所得の状況により、それぞれ区分が設定されております。

例えば一般的な住民税課税の方については上限額 4 万 4,400 円、一方で、住民税が非課税で年金収入額が 80 万円以下の方は上限額が 1 万 5,000 円と低く設定されておまして、所得の低い方への負担軽減となっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5 番（伊場哲也） 再々質問させていただきます。

計算事例を参考にした自己負担額が例えば 3 万 5,000 円から 16 万円程度と、グループホームの施設によっては 10 万円から 20 万円程度って、本当というような話も聞いたことあるんですけども、この点についてはいかがですか。把握されていますか。20 万円もかかったんでは、私なんか将来入れません。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 認知症グループホームの話だと思います。先ほど申し上げました補足給付については、食費・居住費のグループホームはその対象にはならないんですけれども、あくまでも高額介護給付費のほうの対象にはなります。そちらについてはサービス給付費のほうで、その利用負担の上限額で設定されますので、そちらのほうで後日戻るという形になりますので、認知症のグループホームに入られた方については、その所得に応じて負担限度額というのが段階を決められておりますので、所得の低い方については、今言ったように年金収入 80 万円以下の方は上限額が 1 万 5,000 円、住民税課税の方は 4 万 4,000 円、それ以上所得のある方は、もっと上限額が上がってくるんですけれども、その所得の段階によって給付のほうの額が決まってきます。

今、議員おっしゃられましたグループホームが幾らというような話は、あくまでも議員が伺った総体的な金額だと思いますので、それは事業所によって若干変わってきますので、一概に 20 万円とか 15 万円とかというのは、私のほうでは何とも申し上げられないんですけれども、あくまでも所得の段階によって、その給付の上限額、あくまでも介護保険の給付額の上限額

というのは決められておりますので、それで段階的に低所得の方は軽減されているという形でご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。私もいずれ通る道であろうということで、これから一生懸命、景山議員に教わりながら勉強していきたいというふうに考えております。また分からないところ、いろいろ教えてください。ありがとうございました。

3番の（2）につきましてはパスさせていただき、4番のほうの市営住宅の今後の運営計画につきまして再質問をさせていただきます。

あの土地のほうですけれども、まだ売れていないと。今年中に売るというお話をお聞きいたしましたけれども、これは見積り、不動産鑑定されたということで1億5,000万円、あるいは1億二、三千万円ぐらいになったんでしょうか。不動産鑑定をした結果、幾らになったのでしょうか。

また、売ったお金が市の財産になるわけですが、財源になるわけですが、どういった方に買っていただこうとしているのか。官公庁のネットオークションに出すのかなと。かって、まず不動産鑑定結果、金額が幾らになったかということでお伺いしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 不動産鑑定の結果、幾らになったのかというご質問でございますが、鑑定のほうを現在実施している最中でございますので、結果につきましてはこれからということになるかと思います。

それから、またどういった方というご質問でございますが、この不動産のほうの土地の売却につきましては、インターネットによる入札を予定しております。そのためホームページや広報等で広く周知をいたします。応札される方を特定の業界の方などに制限することはありませんので、全国の事業者、また個人の方が応札可能となる予定です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再々質問をいたします。

本来、住宅の跡地、具体的な使用目的がなかったから売りますよということです。じゃ、実際にネットオークション等々で今年度中に売れた場合は何に使うか、計画や予定はございますか、お教えてください。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 土地の売払い収入につきましては、目的のある事業に充当されるわけではございませんで、一般財源として歳入されることになります。

また、先ほど議員のほうからお知らせというお話がございましたが、この神西住宅跡地の売却に関しましては、地方自治法の規定により議会の議決を必要としますので、しかるべき時期に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、4番、市営住宅の今後の運営計画の（2）個別施設計画で用途廃止・解体が計画されている住宅の再質問ですけれども、先ほどタイプDについてお伺いいたしましたけれども、課長、タイプC、二つの住宅がありますよね。これについてもかなり耐用年数のほう過ぎております。このタイプCの住宅につきましても、政策空き家の推進が必要ではないかと思うのですけれども、見解をお聞かせ願いますか。鎌数の香取住宅、旭市にありますみどり南住宅に関してでございます。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、Cタイプ、香取住宅とみどり南住宅の今後の計画についてご回答いたします。

まず、香取住宅におきましては、市内の市営住宅の地理的な配置、そちらの観点から残す。もう一つ、みどり南住宅については、全戸統一された間取りと整然とされた施設配置により管理性が高い、そういったことで個別施設計画で記して残す住宅としております。今後も維持管理を継続する住宅としております。

それと加えまして、これらの住宅、この二つの住宅は民間の賃貸住宅に比べて、今後継続する市営住宅の中でももちろんなんですが、かなり低廉な家賃で供給できる住宅となっております。そういったことから、セーフティーネットとしての役割に大きく寄与していることもございますので、今後も維持管理を継続していく予定となっております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 恥ずかしながら、私この夏、初めて旭市内にあります旭市営住宅というの

を機会があつて見て回ったんですけれども、住まれている方には誠に申し訳ない表現になってしまいますけれども、外見、見た目、これが旭市の市営住宅だよって胸張って私自身は言えなかったんです。他の自治体で同じ仕事をしている教え子がいまして、おひさまテラスできたでしょう、旭市。ちょっと見せて、行っていいって。もう一つ、今、空き家政策関係が非常に問題になっているので、旭市の市営住宅というのはどこにあるの、先生教えてよと言うから、じゃ回ってみようという、そのことで私、愕然としたんです。

しかしながら、住めば都じゃないですけれども、今、毎日毎日、一生懸命生活をされている気丈で真面目で責任感の強い高齢者の女性の方がいらっしゃいました。非常につつましやかな、すてきにお年を取られた女性の方でした。その方はこうおっしゃいました。私らもう先がないからいいだよって。若い人らにね、お金をどんどん投じてやってよという、そういうお言葉を聞いたり、あるいは住宅の空気感、雰囲気を読んだときには、これは早く改善をすべきではないかなと。いかんせん、その後、おひさまテラス、多世代交流という旭市が今売出しているところへ行つたもので、そのギャップの大きさに私、愕然ときてしまったんです。

やはり耐用期限年数が 20 年も超過している住宅に住まわせるような政策とか計画、しかも、この後まだリフォームしながら継続していくと。令和 18 年まで存続していく。ううんと。実際に行つて、つぶさによく見られたらいいと思います。あれ連棟だから、どこか空かないと壊せないところが多々ありますよね。家賃が払えないほど生活に困窮している方もいっぱいいらっしゃると聞いています。そういう困っている人を助けないで誰を助けるんだって、よくおっしゃる先輩の方もいるんです。実際に見て回ってどうしたらいいのかなといったことを課長、申し訳ないですけれども、都市整備課の写真、看板が掲示されているところもありました、この夏。写真を撮ってありますから後でお見せしますけれども、再考を願えればと思います。

時間の関係もありますので、申し訳ございません。先に進ませていただきます。

5 番目、農水産業の振興についてということで、ブランディング創出ですね。再質問をさせていただきます。

私も農業のことは先月から勉強会をスタートしたばかりで、的を外れている再質問になるかもしれませんが、農畜産物の地域ブランドの創出と高付加価値の促進についてということで再質問させていただきますけれども、旭市の農畜産物を産業まつりでの PR はもちろんですけれども、道の駅、観光物産協会、もう既にやられていることとは思いますが、

県やほかの自治体とタイアップしてアンテナショップですとか、あるいは短期のポップアップストア、そういったものを全国から人が集まるような千葉市内の商業施設ですとか、あるいはターミナル駅ですとか、成田空港などで開いて、旭産品をPRすることは、ブランド創出に非常に効果があるのではないかなと個人的に思うのですけれども、農水産課のほうでバックアップするような検討というのはできませんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 市のバックアップといたしましては、先ほど1回目の質問で回答いたしました、こだわり旭ブランド創出事業の中で、特産品などの販売促進に係る広告宣伝費についても対象としているところで、各農水産業者や団体等につきましては、ぜひこの事業を活用して旭市産品をPRしていただき、販売促進や旭市のブランド力向上につなげていただきたいと考えております。

また、千葉県におきましても、都内などで短期のアンテナショップなどを開催していますので、引き続き県と連携しながら、農業者や漁業者などへの情報提供に努めていきたいと思っております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再々質問いたします。

メイドイン旭の農畜産物を世界のブランドに仕立て上げ、もうかる農業、漁業、スマート農業、漁業に発展させるため、食の未来を支えるスマート農業、衛星データの活用で超効率化なんていうのがテレビでやっていたんですけれども、農水産課のほうでは、いわゆるもうかる農業とか、もうかる漁業とか、スマート農業とか、スマート漁業に向けて具体的な支援、具体的な促進、おありでしょうか、お示しいただければと思います。お願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） スマート農業に関しましては、県が策定している千葉県スマート農業推進方針、これがあるんですけれども、こちらに基づきながら農業の持続的な発展を目指した農業者が実践するスマート農業を推進しているというところになります。

具体的には、意欲のある農業者に対する相談受付、それから国・県補助事業の紹介、申請書の作成支援などを行っています。

また、漁業につきましても、スマート水産業に係る国・県の補助事業のメニューがありますので、同様にご相談があれば支援しているというところです。

市といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたもうかる農業、もうかる漁業を目指して、引き続き各種施策の推進、農水産業の振興に努めていきたいと考えております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 池田課長、先ほど私も言わせていただきました。農業について先月、勉強をスタートしたばかりですので、またいろいろご助言、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、6のより信頼される市政運営に向けて、（2）再質問をさせていただきます。

（2）でございますけれども、住民からの要望に対しての各課の対応ですけれども、本当に一生懸命やってくださっているんですね。感謝申し上げることが多々あるのですけれども、先ほど総務課長おっしゃられた通電に関する件、これにつきましては、いま一度努力いただきたいと個人的に思うのですけれども、その点、再度お伺いします。

せめて、いつぐらい電気が通じるよと先ほどおっしゃいました。次回もし、こういうような事案が発生した場合は大丈夫でしょうか。お願いします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 先ほども申し上げましたけれども、実はその通電に時間を要したケースがあったときに、私も非常にじくじたるものがありまして、せめていつまでに通じるか、通電するかということをお知らせできるような体制に努めていきたいと考えておりますので、どんどんお問合せをしていただいて、先ほど申し上げましたが、東電や設置業者と連携をして、なるべく早めにお知らせできる体制を整えてまいりますので、その辺のところはこれから協議に入りたいと思っております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 総務課長、東電のほうでお願いしている業者のほうがマンパワー不足というのではないのでしょうか。把握している情報で結構ですけれども、お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今般のケースは、新たに電柱のないところに電線を持ってくるという形で東電の設計が入ります。東電自体のです。それにちょっと時間を要したということがあ

るんですが、ですから、その設置業者についてマンパワー不足が発生しているということではございません。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 工事予定計画というのは、いつ頃通電できるという業者のほうでも日時等の予定が分かると思いますので、繰り返しになりますけれども、今後、正確なる日時をお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（3）の公共交通のバスですけれども、実は新しくリフォームした市民センターまで、バスは乗り入れていないんだそうです。私も乗っていないので、ちょっとそこは申し訳ない、確認できていないんですけれども、旧旭市役所の跡地、あそこに入ってくると巡回していつてしまうというふうに聞いております。

したがって、言いたいことは、市民センターのほうにいろいろ講座があるので、そこまで行きたいんだと。あと 300 メートルぐらいかもしれませんけれども、じゃ、そこまで乗入れが可能になるのは来年度以降ということになりましょうか、お尋ねします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、具体的に旧市役所跡地から市民センターまでというお話がありました。これにつきましては、先ほどもちょっとお答えしましたが、まず利用者がどのくらいあるのかというのを確認したいと思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 言いたいことは、当然リクエストがあるわけですから、確認していただきたいと思います。私が質問をお尋ねしたいことは、それがいつ頃になったらという、可能性がゼロではないのかなという淡い期待を持つんですけれども、今年度中には無理だというふうに捉えなさいいけないのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今年度中というお話でした。今、仮に要望を調べて、要望がたくさんあるというような状況になったとしまして、まず運行時間が距離が 300 メートルぐらいでどうなのかという部分と、あとは公共交通会議にルートを諮る。それと運行事業者との協議

が必要になりますので、仮に今年度ということであれば、それは結構厳しいかなというふうに思います。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 分かりました。ご努力いただきたいというふうにご期待申し上げます。

次に、（４）のＪＲ東日本に対しての対応ということで再質問させてください。

１時間に１本、これリモートワークやって東京まで勤めている人でしたら、もうちょっと本数を増やしてほしいよ的なリクエストは当然出てくると思うんです。ＪＲ東日本ご意見承りセンター、050-2016-1651、全然電話に出ないんですよ。旭市としてＪＲとの折衝とか、１時間に１本は少な過ぎるので、４０分に１本ぐらい増発してもらえないか的な相談というのは、どこの窓口で相談されるんですか、お尋ねします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ＪＲに対する要望ですがけれども、県を通じまして直接ＪＲのほうに要望しております。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） お尋ねします。ＪＲ旭駅にお勤めの駅員さんが、こうおっしゃっていました。我々が上司に言っても、なかなかダイヤの改正は難しいよ。むしろ利用者であるお客さんのほうから、このＪＲご意見承りセンターのほうにどしどし連絡をしてくれというような話も聞いておりますので、市のほうも東京圏から８０キロ、栃木県の小山市辺りでは、かなりＪＲのほうの、また私鉄のほうの線とも併せて便があるやに聞いております。高速バスにつきましても、神栖から東京へは２０分に１本というようなことも聞いております。細部についてチェックしておりませんが、旭市のいわゆる移住者を呼び込む、人を増やす、魅力を発信して住んでもらいたい。そこにはやはりインフラが大事じゃないですか。そういった面で市もＪＲですとか、あるいは高速バス会社、千葉交通、京成バスと協議をして、少しでもインフラ整備が向上するようにご努力いただければなと、そんなふうに思います。

生涯学習課長、県立中央図書館の建設に伴うですけれども、そうしますと今度、旭市の図書館の運営維持管理費、これ大幅に増大するんじゃないですか。（５）について再質問させていただきます。教えてください。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 現在、施設は県から教育財産使用許可により、使用料は全額減免で使用している状況でございます。移譲後は確かに図書館の運営費や維持管理費などの財政負担が必要になりますが、市立図書館として幅広い図書資料を整備し、多様化する市民ニーズに対応した図書館サービスの提供が図れるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再々質疑いたします。

そうしますと生涯学習課長、生涯学習課としても予算を確保しなければいけないということではよろしゅうございますか。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 図書館の運営費や維持管理費につきましては、予算を今後、確保して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 分かりました。

（6）議会ICT化に向けについて再質問をさせていただきます。

貸与の目的、もう一度伺いたいします。お願いいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） こちらに関しましては、自治体事務のデジタル化推進の一つとして議会と執行部共通の会議システムにより、スムーズな会議運営とペーパーレス化の実現に向けて導入したものです。

以上です。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） お尋ねします。せんだってタブレット研修会が開催されました。と同時に、以前これは事務局職員から頂いたのですが、旭市議会タブレット端末貸与基準、これはどこの課が作成されたものか、お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 暫時休憩いたします。

皆さん、その場でお待ちください。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時50分

○副議長（林 晴道） 会議を再開いたします。

引き続き、伊場議員どうぞ。

○5番（伊場哲也） 質問させていただいた段階では、十分この貸与基準について、令和5年6月27日から施行するというふうに書かれておりました。そして、まだこれは決定ではないといったようなことで私自身理解していたもので、理解不十分で誠に失礼いたしました。

再々質問をさせていただきたいと思います。

来年の6月をもって、最終的にこのタブレットをうまく活用していきたいというような総務課長のお話がありました。完全ペーパーレス化は最終的な目標なのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（林 晴道） 伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 最終的には完全なペーパーレス化を目標とはしております。ただ、今回試行でやりましたけれども、先ほどの伊場議員からのタブレット端末のこれからの方針という質問にお答えしましたけれども、あれ私、紙を見ていました。ですから、これからどんどん詰めていって、今現在はペーパーと両方なんですけれども、どんどんこの紙を減らしていくことはできると思うんです、段階的に。それが来年の6月議会で完全になるかどうかというのはあくまでも目標であって、自信を持って言えるかということ、ちょっと厳しいです。

（発言する人あり）

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 私の一般質問の時間です。あと39秒です。間もなく終わります。

これまで、多くの方々、答弁いただき誠にありがとうございました。いずれにいたしましても、（8）、（9）残しましたけれども、市民が安心して旭市で暮らすことができるような、そういう質問でもございましたので、ご理解いただき、私の目の前にいらっしゃいます市長、

副市長、教育長、ナンバー１、２、３並びに各課の課長の皆様方におかれましては、総合戦略のさらなる実践、そして、ずっと大好きな旭市、この一層の実現に向けてご尽力くださることをご期待申し上げ、伊場哲也の一般質問、ちょうどゼロ秒になりましたので、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（林 晴道） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 27 日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 ４時 5 4 分